

10月企画運営委員会次第

日 時 平成22年10月13日(水)14:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 「子ども・子育て新システムに関する意見交換会」の概要について
 - (2) 神奈川県保育会創立50周年記念大会の取組み状況について
 - (3) 平成22年度「保育専門講座Ⅱ」について
 - (4) 平成22年度第1回「保育園利用者相談室研修会」について
 - (5) 平成23年度第52回関東ブロック保育研究大会開催要綱(案)について
 - (6) 第54回全国保育研究大会の初日プログラムの変更について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-14、10-15
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他
 - ・ 個人情報保護するとともに有益に利用しましょう(神奈川県)

※次回企画運営委員会開催予定

平成22年11月10日(水)14:00～ 県社会福祉会館

保育をめぐる国の動向と課題

平成22年10月6日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局



地域主権改革(保育所の基準関係)について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準
○居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)
○保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理)
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置
○必要な用具の備え付け
○耐火上の基準
○保育時間
○保護者との密接な連絡
などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

(※)都道府県、政令指定都市、中核市

→ 地域主権改革推進整備法案(平成22年3月5日閣議決定)を、第174回通常国会に提出。⇒ 衆議院で継続審議

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

- 「社会全体で子育てする国」安心して子育てと教育ができる政策」
 - ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
 - 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
 - ・ 縦割りになっていない子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
 - 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
 - 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
 - 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
 - このため、主担当となる関係者を定め、関係関係の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。
 - (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
 - (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進
 - (ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消
 - (平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ (6月29日少子化社会対策会議決定)

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象…働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化

利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ 多様な利用者ニーズへの対応
・潜在需要に対応した量的拡大

多様なサービスメニュー

- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフッティングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供

基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保

社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

「子ども・子育て新システム検討会議」について

～平成22年1月29日 少子化社会対策会議決定～

- 1 趣旨
「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。
- 2 構成員
会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
(共同議長)内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣
(構成員) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
その他、必要に応じて議長が指名する者
- 3 作業グループ
会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。
- 4 スケジュール
平成22年6月を目的に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。
- 5 庶務
会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 大畠 章宏 経済産業大臣
 古川 元久 内閣官房副長官 (衆・政務)

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣 (少子化対策)

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官 (国家戦略担当)

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣 (少子化対策)
 【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

子ども指針 (仮称) ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村へ子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

給付設計

基礎給付

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・ 学校給食費等として学校への支払い
 - ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）

こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…・幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
 - ・ こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
 - ・ 資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

放課後児童給付（仮称）

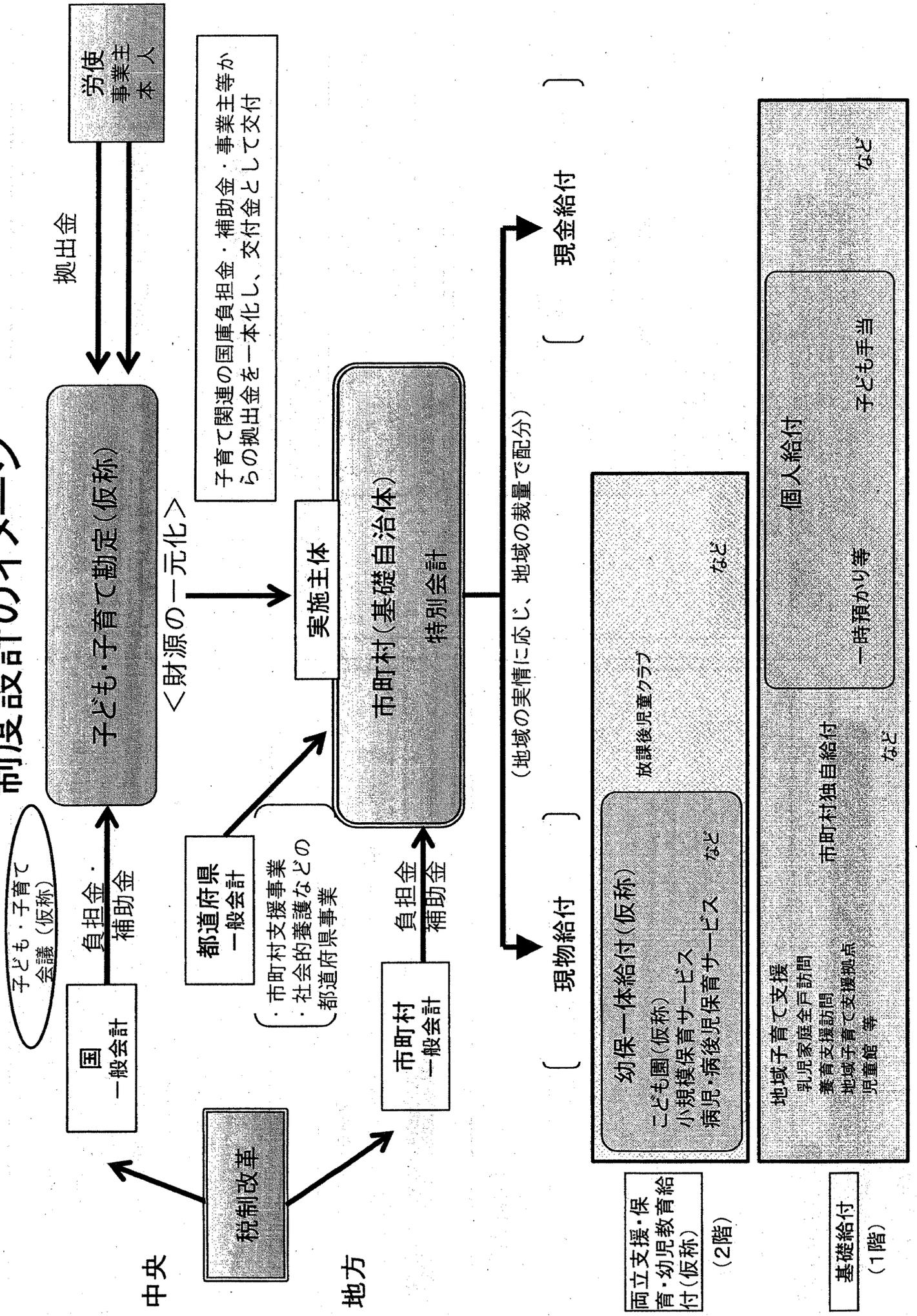
利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
 - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
 - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の用途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

制度設計のイメージ



子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

Ⅰ 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

II 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村(基礎自治体)が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
 - 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
 - 実施主体は市町村(基礎自治体)とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み(子ども・子育て包括交付金(仮称))を導入する。
 - 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付
- 1 国・都道府県の役割
- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。

○ 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

○ 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ(配分)や給付メニューの設定(選択)など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

○ すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

(個人給付)

(1) 子ども手当(個人への現金給付)

○ 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

(2) 子育て支援サービス(個人への現物給付)

○ 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付(一時預かり等)を行う。

(3) 現金給付・現物給付の一体的な提供

○ 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせたことを可能とする仕組みを検討する。

○ 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。

- ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
- ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

(4) 妊婦健診

○ 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

- ① こども園(仮称)
 - 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をもとに提供するこども園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。
 - こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。
- ② 小規模保育サービス
 - 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。
- ③ 短時間利用者向け保育サービス
 - 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。
- ④ 早朝・夜間・休日保育サービス
 - 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。
- ⑤ 事業所内保育サービス
 - 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。
- ⑥ 広域保育サービス
 - 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。
- ⑦ 病児・病後児保育サービス
 - 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。
- ⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ(別紙)

(給付の仕組み)

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就業状況にも応じることができる公的保育サービスを実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

(多様な事業者の参入による基盤整備)

- 幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコールフットリングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
 - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
 - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
 - ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスマニユアの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいづれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童給付(仮称)については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
 - 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
 - 小4以降も放課後児童給付(仮称)が必要な子どもにもサービス提供を行う。
- (5) 市町村独自の給付
- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体(国・地方・事業主・個人)により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計(勘定)の活用などにより、子ども・子育て勘定(仮称)を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金(仮称)の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、子ども・子育て包括交付金(仮称)と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

V 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針につき、幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化する。(再掲)
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。
- こども指針(仮称)に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する。
- こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

VI 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

Ⅷ その他

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

Ⅸ 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。
- ※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

(平成22年9月24日一部改正)

【座長】末松	義規	内閣府副大臣
秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田	多津美	全国国立幼稚園長協会会長
大日向	雅美	恵泉女学院大学平和学研究所教授
岡本	直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山	千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎	正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
菊池	繁信	全国保育協議会副会長
倉田	薫	全国市長会社会文教委委員長・大阪府池田市長
駒村	康平	慶応義塾大学経済学部教授
坂崎	隆浩	日本保育協会理事
高尾	剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中	常雅	東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
田中	啓圭	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
中島	圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
北條	泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島	香澄	日本テレビ放送網解説委員
無藤	隆道	白梅学園大学子ども学部教授
両角	代治	明治学院大学法学部教授
山縣	文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口	洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊	廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国公立幼稚園長会副会長
大日向 雅美	恵泉女学院大学大学院平和学研究所教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトメンバー・高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
柏女 峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会保育施設検討特別委員会委員長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
菅光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
無藤 隆文	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会生活福祉局次長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

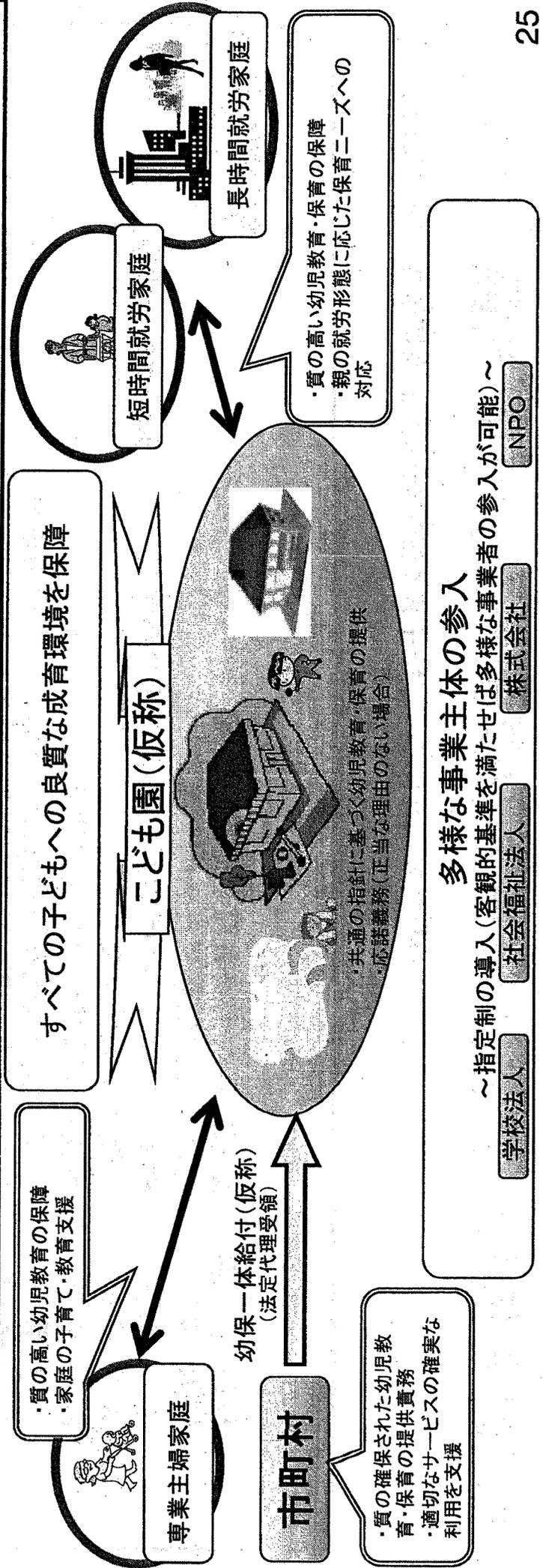
「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

（平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定）

秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木	尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池	節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長
大場	幸夫	大妻女子大学学長
岡上	直子	全国幼児教育研究会協会の副理事長
小田	豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田	教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下	美穂	保育園を考える親の会会員
田中	雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森	平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田	妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園	愛子	全国保育協議会副会長・全国保育士会会長
無藤	隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣	文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛	正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺	英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

イメージ① こども園(仮称)

- **幼稚園・保育所の一体化**
幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をも提供するこども園(仮称)に一体化。
- **給付の一体化**
幼保一体給付(仮称)による財政支援
- **機能の一体化**
・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
→ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
- **多様な事業主体の参入**
学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。

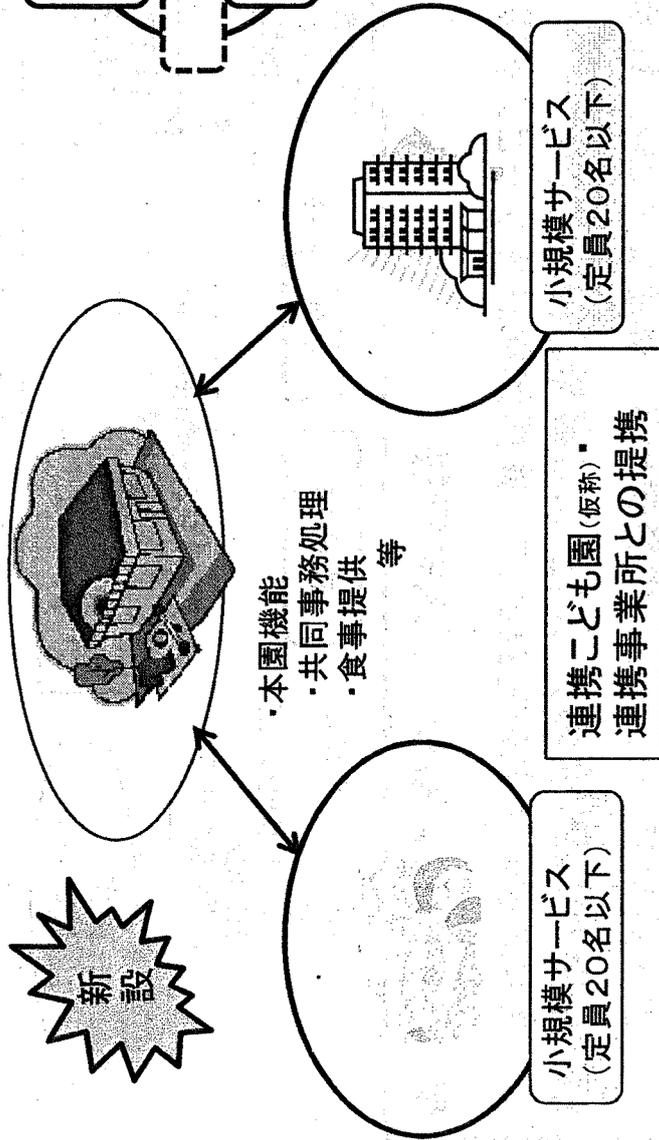


イメージ②-2 小規模保育サービス②

● 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定

- ・ 3歳未満児に重点化した需要に対応
3歳未満児に特化したサービス類型の推進
- ・ へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス
6~19人定員のサービス類型の創設等

【イメージ①】 連携型・サテライト型



【イメージ②】 多機能型

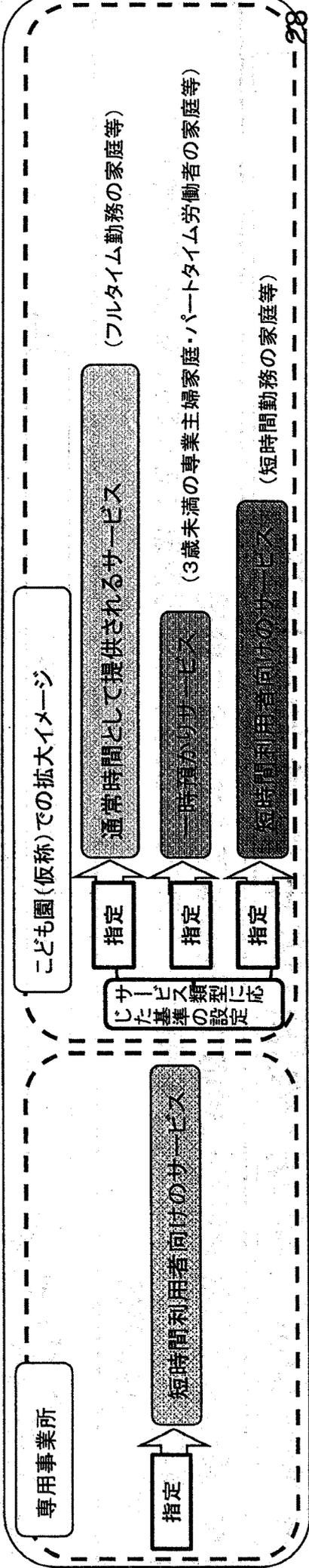
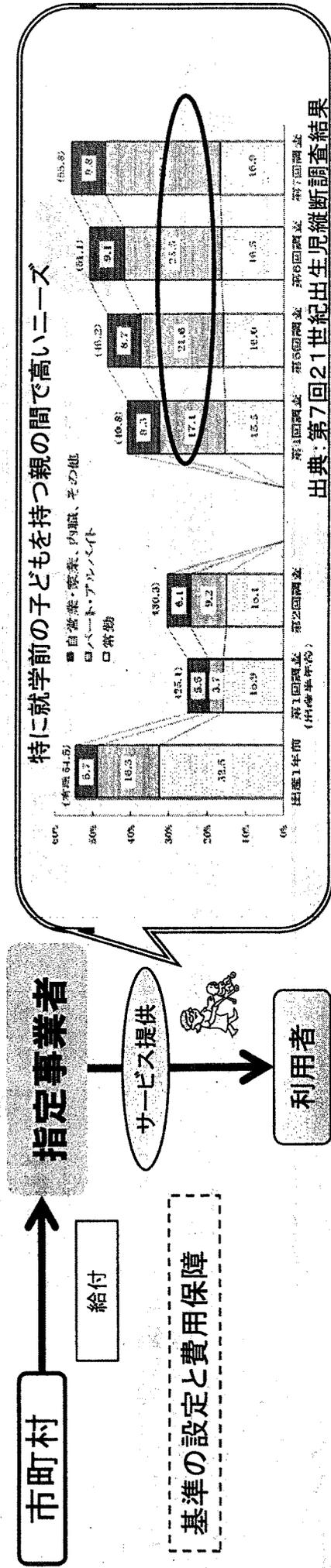


都市圏で行う賃貸などでの
小規模定員のサービス

人口減少地域などにおける
多機能型のサービス

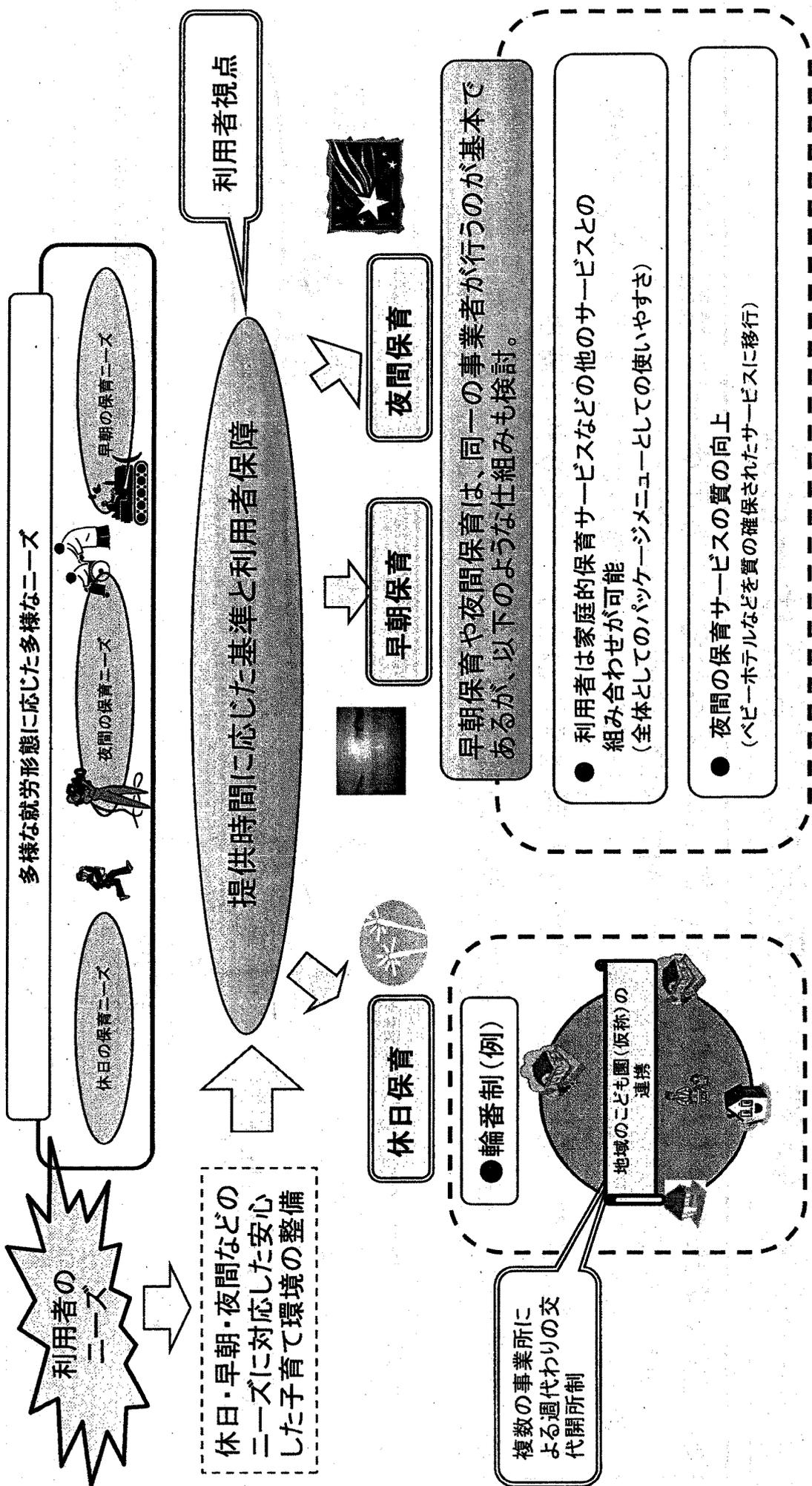
イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設
実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めるニーズが高いことを踏まえ、日数、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大



イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備
早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備



イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

- 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備
居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。
勤務時間に合わせた保育が可能に

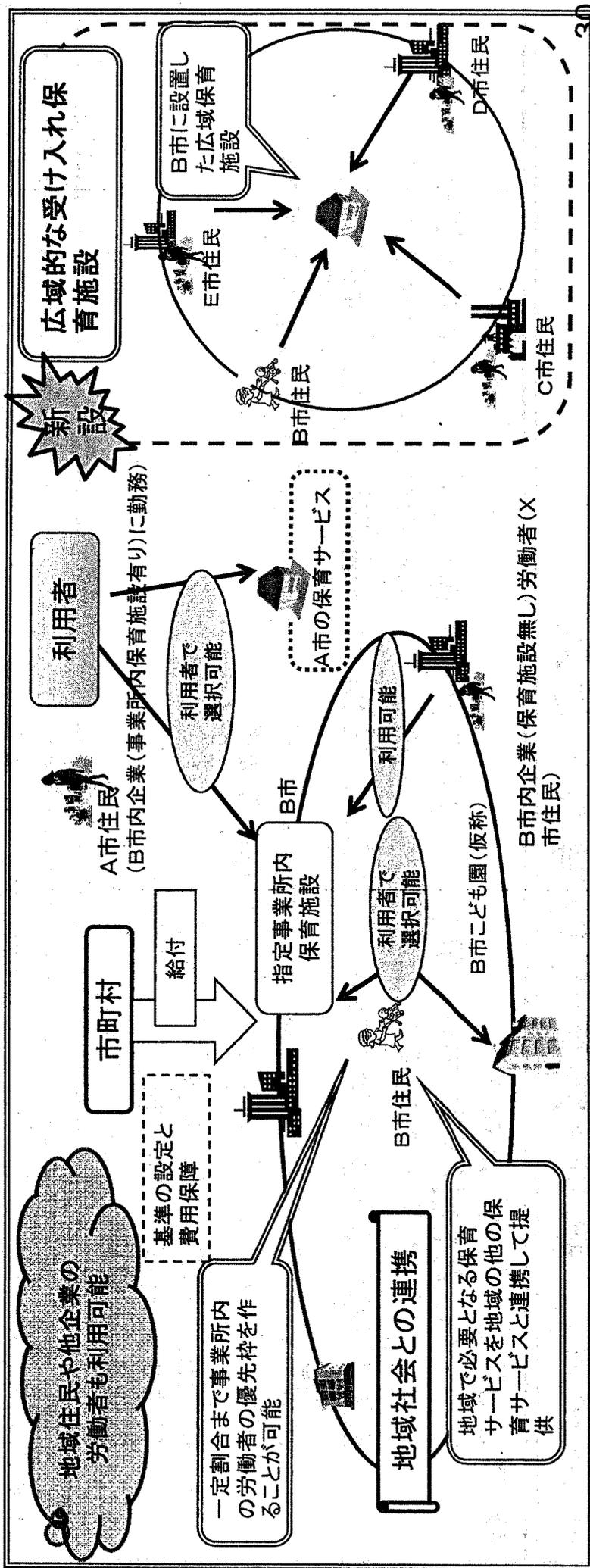
労働者にメリット

- 企業の人材確保とその定着に貢献

企業にメリット

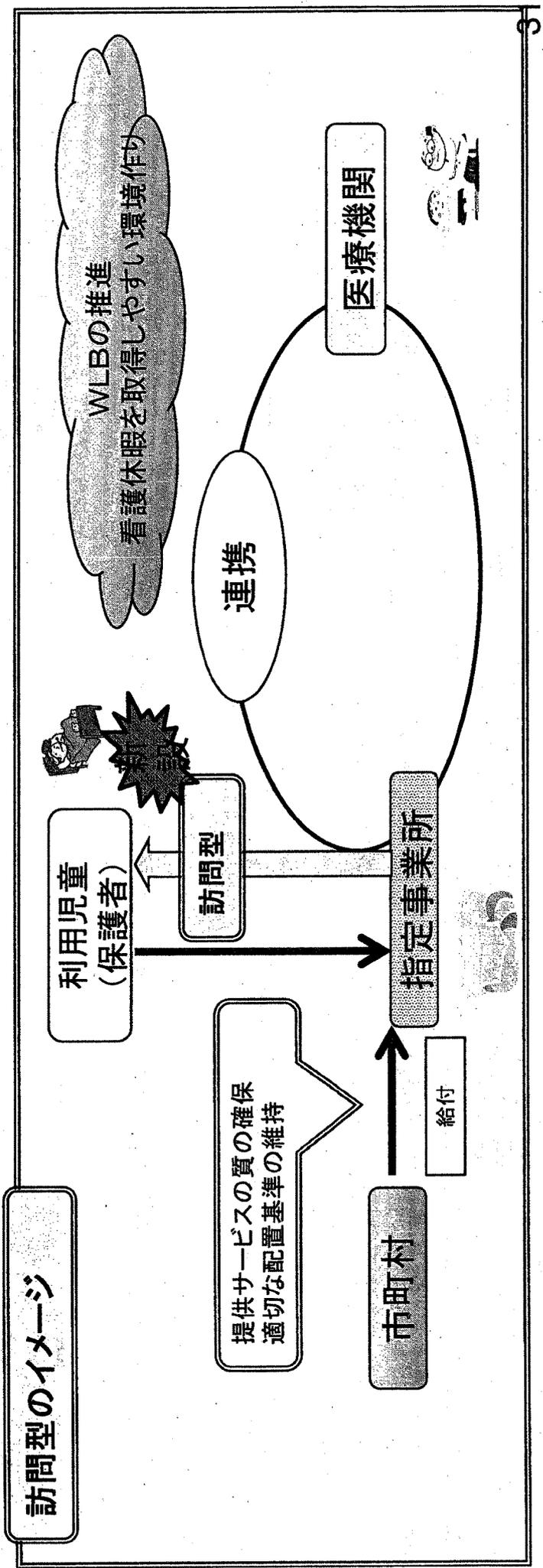
- 地域社会への貢献
事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携

地域にメリット



イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

- 子どもの態様に応じた利用
 - ・ すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化
 すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
 - ・ 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)
 (感染症等専用の保育を必要とする場合など)
- 事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築
- ・ 訪問型の新設(指定事業者)の検討
 研修を受けた看護師・保育士等による訪問
 医療機関と連携したサービス提供

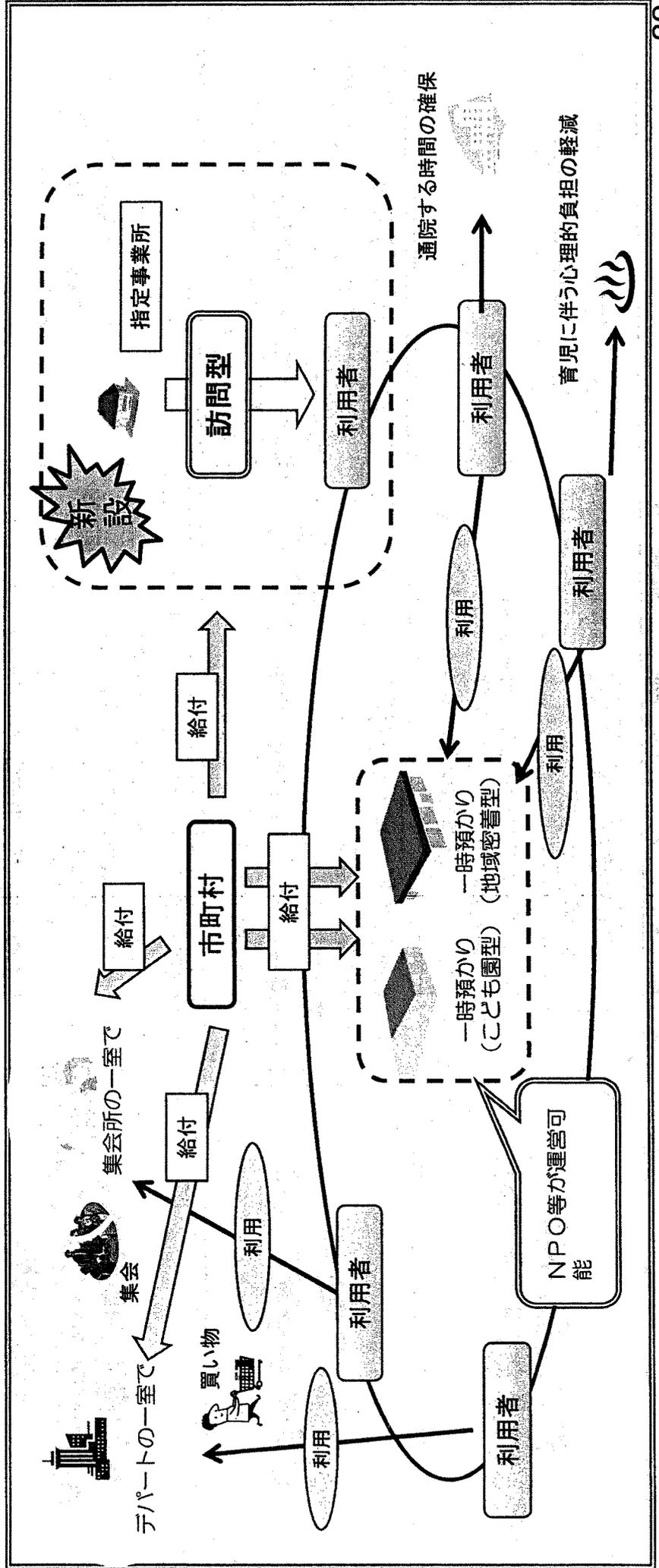


(参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称) その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、
社会的事由 等

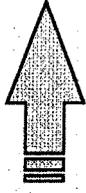
専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における様々なニーズに対応



「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換
（子どもと子育てを応援する社会）

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》



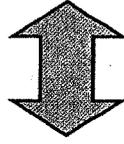
社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和（M字カーブを台形型へ）

バランスのとれた
総合的な子育て支援

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《保育サービス等の基盤整備》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に向けた明確な数値目標
（5年後の姿）

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

[現状] 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

3歳未満児：75万人
全体：215万人



※年5万人の増

[H26]

3歳未満児の **3人に1人** (35%)

3歳未満児：102万人
全体：241万人

[現状] **5人に1人** (81万人)



[H26]

3人に1人 (111万人)

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク（くるみん）の取得促進（652企業⇒2,000企業）

○入札手続き等における対応の検討（企業努力の反映などインセンティブ付与）

「地域の子育て力」を重視

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備（7,100か所⇒10,000か所）

○商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

[現状] 男性育児休業取得率 **1.23%**



[H29]

10% *参考指標

○男性の育児参加を促進

[現状] **1日60分**



[H29]

1日2時間30分 *参考指標

「子ども・子育てビジョン」による保育サービス・放課後児童クラブの拡充

数値目標

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

<保育サービスを受けている子どもの割合>

[H29]

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人** (24%) → (44%)
 3歳未満児：75万人
 全体：215万人

○延長保育 79万人 → 96万人

○病児・病後児保育 延べ31万日 → 延べ200万日
※体調不良児対応型は、すべての保育所を取り組みを推進

○休日保育 7万人 → 12万人

○一時預かり事業 延べ348万日 → 延べ3952万日

[H29]

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)
 [現状] **5人に1人** (81万人) (21%) → (40%)
 [H26] **3人に1人** (111万人) (32%)

※市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築を視野に入れた数値目標である。

施策の具体的内容

○就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応した**保育所待機児童の解消**

・小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充などを含む。

○働き方の多様化などに対応した**多様な保育サービスの提供**

・延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等

○家庭的保育(保育ママ)の普及促進

○保育の質の向上

・「保育所保育指針」及び「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上

○**幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築**

・平成23年通常国会までの所要の法案を提出

○「放課後子どもプラン」の推進

・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携実施

○就労希望者の潜在ニーズに対応した**放課後児童クラブ**

の**充実**

・「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえた質の向上

追加コスト試算

(平成26年度)

<量的拡大試算>

【認可保育所等】

【放課後児童クラブ】

【病児・病後児・休日・延長等】

【一時預かり】

+ 約3,000億

+ 約300億

+ 約200億

+ 約800億

<制度的見直しを行うとした場合の機械的試算>

○認可保育所の利用率1割とした場合

+ 約16,900億

※施設整備費

【保育サービス】

【放課後児童クラブ】

+ 約700億

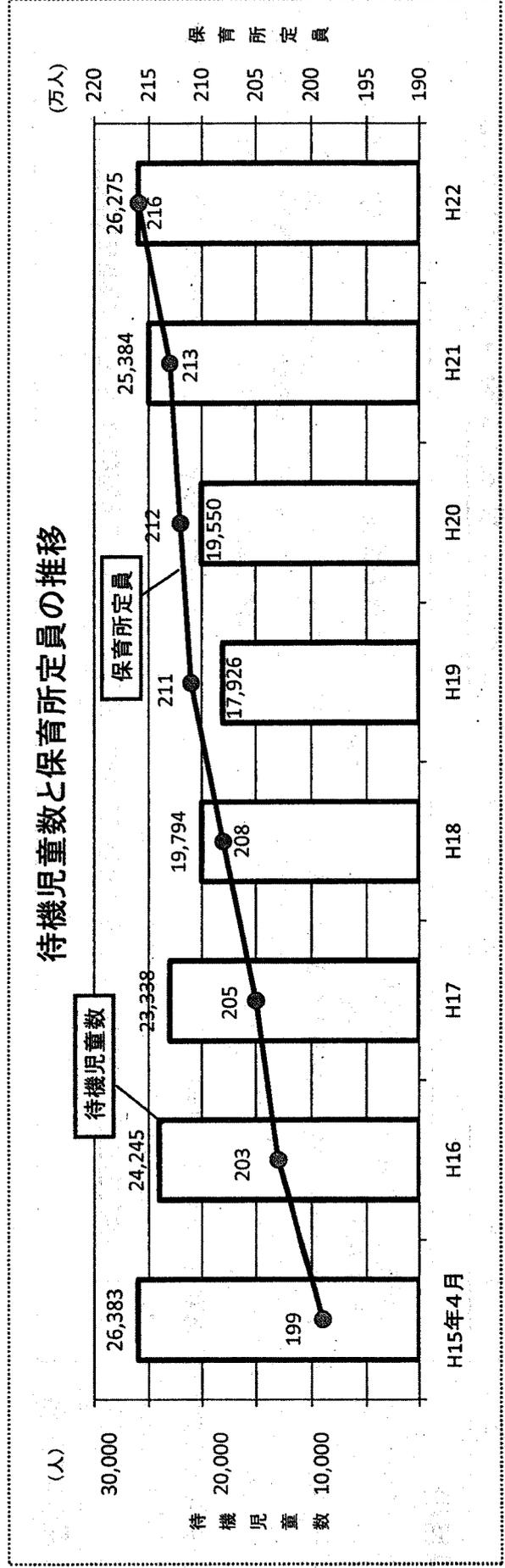
+ 約100億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備費補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

保育所待機児童の解消について

- 平成22年4月1日現在の待機児童数は2万6,275人(3年続けて増加)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(101市区町村)で待機児童総数の約83%を占める
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約82%
- 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。
- さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進などを進める。



保育関係予算について

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設整備	一般会計	安心子ども基金 2,700億円	
		○待機児童解消等のため平成20～22年度に集中重点的に保育所等の整備等を推進	
運営費	一般会計	保育所運営費 平成21年度 3,401億円	平成22年度 3,534億円 (133億円増額)
	一般会計	延長保育 (次世代育成支援対策交付金 平成21年度 388億円の内数)	平成22年度 199億円
多様な保育	年金特別会計 児童手当勘定	児童育成事業として 休日・夜間保育、家庭的保育、病児・病後児保育、 かりを実施 平成21年度 84億円	年金特別会計 児童手当及び子ども手当勘定 児童育成事業として 休日・夜間保育、家庭的保育、病児・病後児保育を実施 平成22年度 71億円
	一般会計	一時預かり事業 (次世代育成支援対策交付金 平成22年度 361億円の内数)	一般会計 一時預かり事業 (次世代育成支援対策交付金 平成22年度 361億円の内数)

平成21年度第2次補正予算案において200億円の積み増しを行い、待機児童解消のため
に、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、
・小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
・家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)
の改修等について、一定の条件に基づき補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け評価結果を踏まえ、これまで一般会計で実施していた延長保育促進事業は、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日・夜間保育事業等と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業で実施する。
また、これまで事業主拠出金財源による児童育成事業で実施していた一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業は、全ての子育て家庭向けサービスであるため、平成22年度は一般会計で実施する。

安心こども基金の事業の概要

安心こども基金の創設
(20年度第2次補正予算)
計1000億円

保育所等整備事業 700億円
(一部補助率の引き上げ)

認定こども園整備等事業
150億円

家庭的保育改修事業 50億円

放課後児童クラブ設置促進
50億円

保育の質の向上のための
研修事業 50億円

○保育サービス等の充実 計1000億円
(厚労分959億円、文科分41億円)

安心こども基金の拡充
(21年度第1次補正予算)
追加分 計1500億円
(厚労省分1432億円、文科省分68億円)

○保育サービス等の充実

350億円
(厚労分282億円、文科分68億円)
保育サービス等の充実

○すべての家庭を対象とした
地域子育て支援の充実

500億円
地域子育て創生事業

○ひとり親家庭等への支援の拡充

500億円
就業支援関係事業(21~23年度) 250億円
在宅就業支援(21~23年度) 250億円

○社会的養護の拡充

150億円
退所児童等の就業支援(21~23年度)
環境改善・職員の資質の向上等

計 2500億円

20年度第2次補正予算 計1000億円
(厚労分959億円、文科分41億円)

21年度第1次補正予算 計1500億円
(厚労省分1432億円、文科省分68億円)

安心こども基金の拡充
(21年度第2次補正予算案)
追加分 計200億円(厚労省分)

○保育サービス等の拡充

地域の余裕スペース(学校、公営住宅、
公民館等)を活用した、
・小規模な認可保育所(分園等)の設置に
係る施設整備、賃貸料、改修費
・家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料
について補助基準額及び補助率の引き上げ

※補助基準額及び補助率の引き上げについては、
現行の安心こども基金の保育所緊急整備事業に
おける待機児童解消のための定員純増整備要件
に準じることとし、純増定員の算定においては、
上記の増加定員枠を合算できることとする。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」
(21年12月8日閣議決定)

運用改善事項(厚労省分)

○家庭的保育者養成の促進

○ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
の実施促進

計 2700億円

平成23年度概算要求(主な保育対策予算)の概要

(平成22年度予算) (平成23年度要求)
 4,242億円 → 4,421億円 (+179億円)

待機児童解消のための保育所の受入れ児童数の拡大 3,759億円

○民間保育所運営費 (3,714億円)

・ 待機児童解消のための保育所の受入れ児童数(毎年約5万人)の拡大に伴う運営費の増。

○家庭的保育事業(保育ママ) 利用児童数 10,000人 (39億円)

保育所の整備費、認定こども園に必要な経費については「マニフェスト施策財源見合検討事項」として登録、予算編成過程において検討。

※ 平成22年度は「安心こども基金(平成20年度第2次補正予算で創設。総額2,700億円)」で実施。

多様な保育サービスの提供等 701億円

子ども・子育てビジョンを踏まえた要求

○延長保育促進事業 (53.3万人分) (206億円)

10,945か所 → 54.9万人分

○病児・病後児保育事業 (延べ111.6万人) (41億円)

1,066か所 → (延べ)115.5万人

○休日・夜間保育事業 (81,900人) (8億円)

休日保育事業 1,170か所 → 90,000人

夜間保育推進事業 140か所 → 196か所

○次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) (333億円)

・一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業 等

定員弾力化通知の見直しについて

趣旨

保育所の経営安定化を図るため定員区分の細分化を行ったことから、定員設定については入所児童数に応じた設定を行うこと。

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であるが、年度途中における保育所入所を必要とする児童が発生した場合や、待機児童の急増への対応として保育所の定員を超えて児童を受け入れることを認めるものである。

改正前

定員見直し要件

- 連続する3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合。

定員の超過率

- 定員を超過して受け入れた児童も含め、児童福祉施設最低基準を満たすことを条件に

年度当初(4月)	認可定員の15%以内
年度途中(5月～)	認可定員の25%以内
年度後半(10月～)	認可定員の25%を超えて受入れることを認める

改正後

定員見直し要件

(定員超過の場合)

- 連続する2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合。

(※ 平成23年4月1日より適用。ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において連続する3年度間定員の120%を超える場合は、定員の見直しに取り組むこと。)

定員の超過率

- 年度当初及び年度途中における超過率制限を撤廃し、定員を超過して受け入れた児童も含め、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内での受け入れを認める。
- ただし、年度途中における保育所入所の受入体制が整っている地域に限る。

平成23年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成22年度予算) 424,202百万円 → (平成23年度概算要求) 442,097百万円

待機児童の解消を図るための保育所受入れ児童数の拡大、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するための家庭的保育事業（保育ママ）や病児・病後児保育事業などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費 371,447 百万円

- ・待機児童解消のための保育所受入れ児童数（毎年約5万人）の拡大に伴う運営費の増。
- ・4月2日生まれの児童に対する保育単価適用年齢の見直しを行い、学校教育法に基づくクラス編成の実態との整合性を図る。
- ・低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合に食育推進加算を行い、食育の推進を図る。
- ・児童の保護者に対する感染症予防等や保育士等の職員に対して講習会を行う場合に健康管理加算を行い、感染症予防等の推進を図る。

(2) 待機児童解消促進等事業費 4,219 百万円

- ・家庭的保育事業（保育ママ）
利用児童数 10,000人 → 10,000人
連携保育所経費の充実、家庭的保育補助者経費の加算
環境改善経費（改修費など）、賃借料及び研修経費の創設
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業 等

(3) 保育環境改善等事業 228 百万円

保育サービスの推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

保育所の整備費、認定こども園に必要な経費については「マニフェスト施策財源見合検討事項」として登録、予算編成過程において検討。

※ 平成22年度は「安心こども基金（平成20年度第2次補正予算で創設。総額2,700億円）」で実施。

2 多様な保育サービスの提供等

- (1) 延長保育促進事業 20,628 百万円
残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
(53.3万人分)
10,945か所 → 54.9万人分
- (2) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) 33,300 百万円
・一時預かり事業
保護者の疾病や通院などにより、家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減のための一時預かり事業を推進する。
・地域子育て支援拠点事業
地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置の推進を図る。
- (3) 家庭的保育事業(保育ママ)【再掲】 3,888 百万円
- (4) 病児・病後児保育事業 4,053 百万円
地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う病児・病後児保育事業の充実を図る。
(延べ111.6万人)
病児・病後児対応型 1,066か所 → (延べ) 115.5万人
体調不良児対応型 870か所 → 870か所
非施設型(訪問型)の創設
地方医師会との連携強化経費や感染症対策に必要な環境改善費の創設
- (5) 休日・夜間保育事業 836 百万円
保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。
(81,900人)
休日保育事業 1,170か所 → 90,000人
夜間保育推進事業 140か所 → 196か所
- (6) その他の保育サービスの推進 7,385 百万円
事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

平成 22 年 10 月 4 日

一般社団法人神奈川県保育会
企画運営委員会委員 様

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会
運営実行委員会

会 長 富 田 英 雄
委員長 都 築 融 光

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会における広告の募集について
(依頼)

秋冷の候、企画運営委員会委員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の記念大会実施に向けた取組み状況につきましては、企画運営委員会において、ご報告し協議をさせていただいておりますが、企業等の方々には広告掲載による協賛金の募集を強力に推進していく必要がございます。

保育会会員の皆様には、同日付けで依頼をしておりますが、地区代表の委員の皆様におかれましては、自ら積極的に企業に働きかけて協賛金の募集をお願いするとともに、地区の保育会会員の皆様への指導・助言等をよろしくお願い申し上げます。(※企業からの申込期日は 11 月 1 日(月)とさせていただきます。)

なお、同一の企業に重複して働きかけをお願いすることも想定されますが、一つでも多くの協賛金が得られるよう、皆様のご理解とご協力を是非ともお願い申し上げます。

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 22 年 10 月 4 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会
運営実行委員会

会 長 富 田 英 雄
委員長 都 築 融 光

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会における広告の募集について
(依頼)

秋冷の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会は、昭和 35 年 4 月に設立し、このたび 50 周年を迎えることになりましたので、別添開催要綱のとおり、「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会」を開催することになりました。

この記念大会は、皆様方の参加費等を主な財源として開催いたしますが、参加者の負担を少しでも軽減するため、会員保育園と取引のある企業からの広告掲載による協賛金の募集を行うこととなりました。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、貴保育園と取引のある企業に対して、協賛金の募集につきまして積極的な働きかけをしていただきますようよろしくお願い申し上げます。(※企業からの申込期日は 11 月 1 日(月)とさせていただきます。)

なお、協賛いただける企業の広告は、50 周年記念誌の別綴じの広告集として発行し、参加者及び関係者の方々に配布し、企業の PR を広く行ってまいります。

また、「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会」へのご出席につきましては、別途ご案内申し上げますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

神奈川県保育会創立50周年記念大会開催要綱

1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00~14:30

3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪
横浜市西区北幸1-3-23

4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会

後援(予定)

神奈川県、各市町、神奈川県社会福祉協議会、
横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、
横須賀市社会福祉協議会、相模原市保育連絡協議会、
神奈川県保育士会、神奈川県ゆりの会、
神奈川県社会福祉婦人懇話会、
神奈川県民間保育園協会、神奈川県保育士養成施設協会

5 参加人員

300名~400名

6 参加費

10,000 円

7 実施内容及び進行

10:30～ 受付

11:00～12:00 第1部 式典

- ・開会のことば
- ・主催者あいさつ
- ・表彰式
- ・来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露
- ・閉会のことば

12:00～12:45 第2部 記念講演会

12:45～14:30 第3部 祝賀会

- ・開会のことば
- ・来賓祝辞
- ・乾杯
- ・祝賀コンサート等
- ・閉会のことば

平成22年10月吉日

御中

神奈川県保育会
創立50周年記念大会運営実行委員会
会長 富田英雄
委員長 都築融光

神奈川県保育会創立50周年

協賛のご協力をお願い

拝啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、一般社団法人神奈川県保育会の活動に際し、ご理解・ご支援をいただき感謝申し上げます。

この度、私ども神奈川県保育会（294園）は創立より県内の子育て環境づくりに全力で取り組み、おかげさまで50年を迎えることができました。つきましては、平成23年2月26日（土曜日）に横浜ベイシェラトンホテル& Towersにおいて、記念大会を開催することになりました。これも皆様方のご支援の賜物と感謝を申し上げるとともに、今後とも当会への相変わらぬご理解・ご支援をお願いいたします。

そこで創立50周年を記念して、記念誌を作成することといたしました。

貴社におかれましても、ぜひ私どもの趣旨にご賛同いただき、次代を担う子ども達を応援する関係者の1人として、ご協力をいただけましたら幸いに存じます。

敬具

企業様 広告について

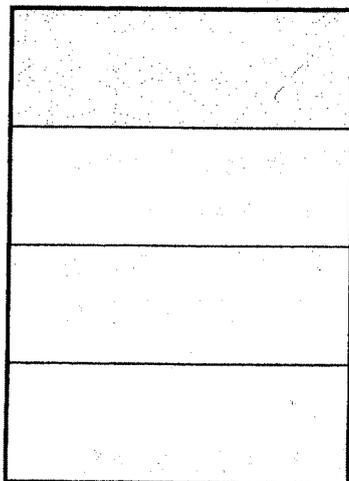
広告の種類とサイズは、下記の通りとなっております。

	種類	サイズ	色	広告料金
広告タイプ1	1/4枠	縦 6cm×横 16cm	単色	10,000円
広告タイプ2	1/2枠	縦 12cm×横 16cm	単色	20,000円
広告タイプ3	1ページ (A4)	縦 24cm×横 16cm	単色	30,000円

広告タイプ1 冊子 (A4版) に 1/4サイズの単色広告をご掲載させていただきます。

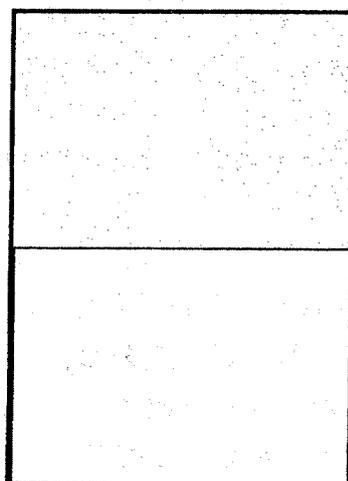
広告タイプ2 冊子 (A4版) に 1/2サイズの単色広告をご掲載させていただきます。

広告タイプ3 冊子 (A4版) に フルサイズの単色広告をご掲載させていただきます。



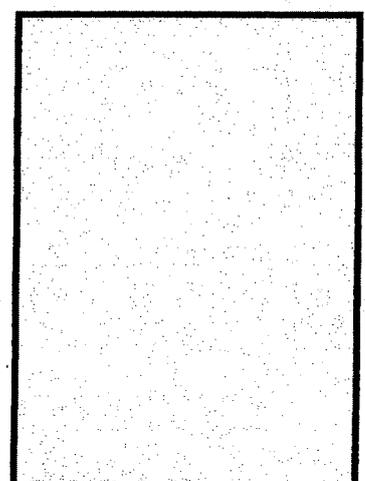
広告タイプ1

A4版の1/4サイズ
(単色)



広告タイプ2

A4版の1/2サイズ
(単色)



広告タイプ3

A4版フルサイズ
(単色)

広告申込書

貴社名 _____

ご担当者氏名 _____

ご連絡先 _____

住 所 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-MAIL _____

※ ご希望の広告タイプにチェックをお願いします。

広告タイプ1 記念冊子1/4サイズ単色広告 (10,000円)

広告タイプ2 記念冊子1/2サイズ単色広告 (20,000円)

広告タイプ3 記念冊子フルサイズ単色広告 (30,000円)

担当保育園名 _____

送付先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4番2号

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754

FAX 045-311-1837

7

ご協賛いただける皆さまへ

- ① 各タイプをお決め下さいましたら、申込用紙をFAXでお送り下さい。

一般社団法人神奈川県保育会 事務局 FAX 045-311-1837
申込期日は11月1日(月)とさせていただきます。

- ② 広告原稿をお送り下さい。

サイズ表を参考に、原稿を作成していただき11月20日(土)までに事務局にお送り下さい。

一般社団法人神奈川県保育会 事務局 E-MAIL kenho@hoiku.kanagawa.jp
FAX 045-311-1837

- ◆ 広告原稿の内容をご確認させていただき、編集作業へ入ります。

- ③ 各タイプ別に設定された広告料金を下記の口座までお振込み下さい。

横浜銀行 横浜駅前支店 普通 1952034
神奈川県保育会 代表 都築融光

- ◆ 大変恐縮ではございますが、振込み手数料に関しましてはご負担いただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 振込み確認のご連絡と領収書を送付いたします。

- ④ 広告掲載物が完成いたしましたら、お送りさせていただきます。

以上

8

平成22年10月吉日

一般社団法人神奈川県保育会会員保育園
運営法人理事長 様

神奈川県保育会
創立50周年記念大会運営実行委員会
会長 富田英雄
委員長 都築融光

神奈川県保育会創立50周年

協賛のご協力をお願い

拝啓 貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、一般社団法人神奈川県保育会の活動に際し、ご理解・ご支援をいただき感謝申し上げます。

この度、私ども神奈川県保育会（294園）は創立より県内の子育て環境づくりに全力で取り組み、おかげさまで50年を迎えることができました。つきましては、平成23年2月26日（土曜日）に横浜ベイシェラトンホテル&タワーズにおいて、記念大会を開催することになりました。これも皆様方のご支援の賜物と感謝を申し上げるとともに、今後とも当会への相変わらぬご理解・ご支援をお願いいたします。

そこで創立50周年を記念して、記念誌を作成することといたしました。

貴法人におかれましても、ぜひ私どもの趣旨にご賛同いただき、次代を担う子ども達を応援する関係者の1人として、ご協力をいただけましたら幸いに存じます。

敬具

9

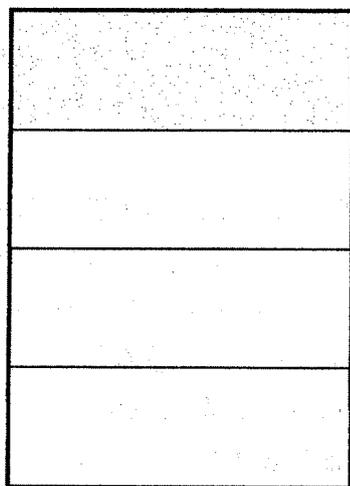
法人様 広告について

広告の種類とサイズは、下記の通りとなっております。

	種類	サイズ	色	広告料金
広告タイプ1	1/4 枠	縦 6 cm×横 16 cm	単色	10,000円
広告タイプ2	1/2 枠	縦 12 cm×横 16 cm	単色	20,000円

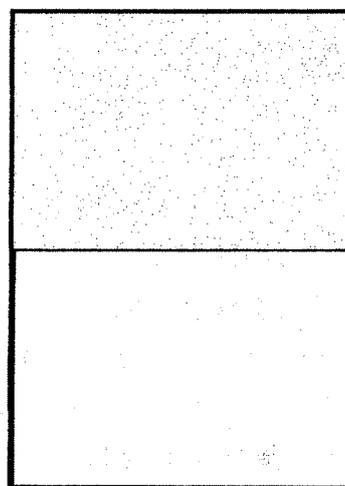
広告タイプ1 冊子 (A4版) に1/4サイズの単色広告をご掲載させていただきます。

広告タイプ2 冊子 (A4版) に1/2サイズの単色広告をご掲載させていただきます。



広告 タイプ1

A4版の1/4サイズ
(単色)



広告 タイプ2

A4版の1/2サイズ
(単色)

広告申込書

貴法人名 _____

ご担当者氏名 _____

ご連絡先 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-MAIL _____

※ ご希望の広告タイプにチェックをお願いします。

広告タイプ1 記念冊子1/4サイズ単色広告 (10,000円)

広告タイプ2 記念冊子1/2サイズ単色広告 (20,000円)

送付先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4番2号

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754

FAX 045-311-1837

11

平成22年10月吉日

神奈川県保育士養成施設協会会員校長 様

神奈川県保育会
創立50周年記念大会運営実行委員会
会 長 富田英雄
委員長 都築融光

神奈川県保育会創立50周年

協賛のご協力をお願い

拝啓 貴養成校におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、一般社団法人神奈川県保育会の活動に際し、ご理解・ご支援をいただき感謝申し上げます。

この度、私ども神奈川県保育会（294園）は創立より県内の子育て環境づくりに全力で取り組み、おかげさまで50年を迎えることができました。つきましては、平成23年2月26日（土曜日）に横浜ベイシェラトンホテル&タワーズにおいて、記念大会を開催することになりました。これも皆様方のご支援の賜物と感謝を申し上げるとともに、今後とも当会への相変わらぬご理解・ご支援をお願いいたします。

そこで創立50周年を記念して、記念誌を作成することといたしました。

貴養成校におかれましても、ぜひ私どもの趣旨にご賛同いただき、次代を担う子ども達を応援する関係者の1人として、ご協力をいただけましたら幸いに存じます。

なお、「神奈川県保育会創立50周年記念大会」へのご出席につきましては、別途ご案内申し上げますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

敬具

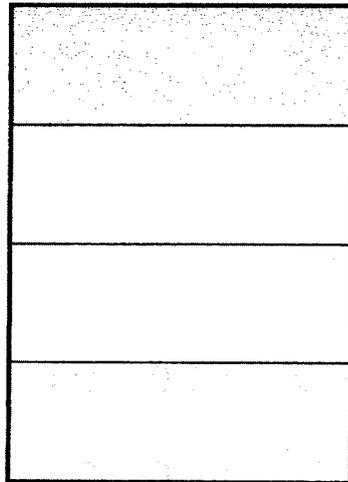
養成校様 広告について

広告の種類とサイズは、下記の通りとなっております。

	種類	サイズ	色	広告料金
広告タイプ1	1/4 枠	縦 6 cm×横 16 cm	単色	10,000円
広告タイプ2	1/2 枠	縦 12 cm×横 16 cm	単色	20,000円

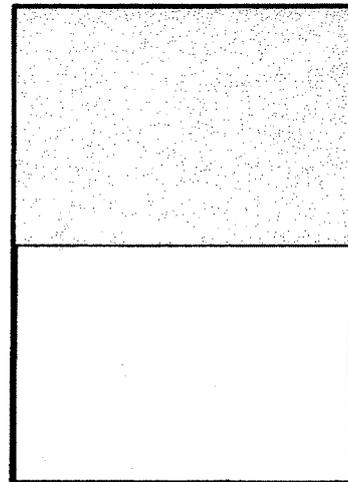
広告タイプ1 冊子（A4版）に1/4サイズの単色広告をご掲載させていただきます。

広告タイプ2 冊子（A4版）に1/2サイズの単色広告をご掲載させていただきます。



広告 タイプ1

A4版の1/4サイズ
(単色)



広告 タイプ2

A4版の1/2サイズ
(単色)

広告申込書

貴養成校名 _____

ご担当者氏名 _____

ご連絡先

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-MAIL _____

※ ご希望の広告タイプにチェックをお願いします。

広告タイプ1 記念冊子1/4サイズ単色広告 (10,000円)

広告タイプ2 記念冊子1/2サイズ単色広告 (20,000円)

送付先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4番2号

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754

FAX 045-311-1837

ご協賛いただけるみなさまへ

- ① 各タイプをお決め下さいましたら、申込用紙をFAXでお送り下さい。

神奈川県保育会 事務局 FAX 045-311-1837
申込期日は11月1日（月曜日）とさせていただきます。

- ② 広告原稿をお送り下さい。

サイズ表を参考に、原稿を作成していただき11月20日（土）までに事務局にお送り下さい。

神奈川県保育会 事務局 E-MAIL kenho@hoiku-kanagawa.jp
FAX 045-311-1837

- ◆ 広告原稿の内容をご確認させていただき、編集作業へ入ります。

- ③ 各タイプ別に設定された金額を下記の口座までお振込み下さい。

横浜銀行 横浜駅前支店 普通 1952034
神奈川県保育会 代表 都築融光

- ◆ 大変恐縮ではございますが、振込み手数料に関しましてはご負担いただけますようお願い申し上げます。
- ◆ 振込み確認の連絡と領収書を送付いたします。

- ④ 広告掲載物が完成いたしましたら、お送りさせていただきます。

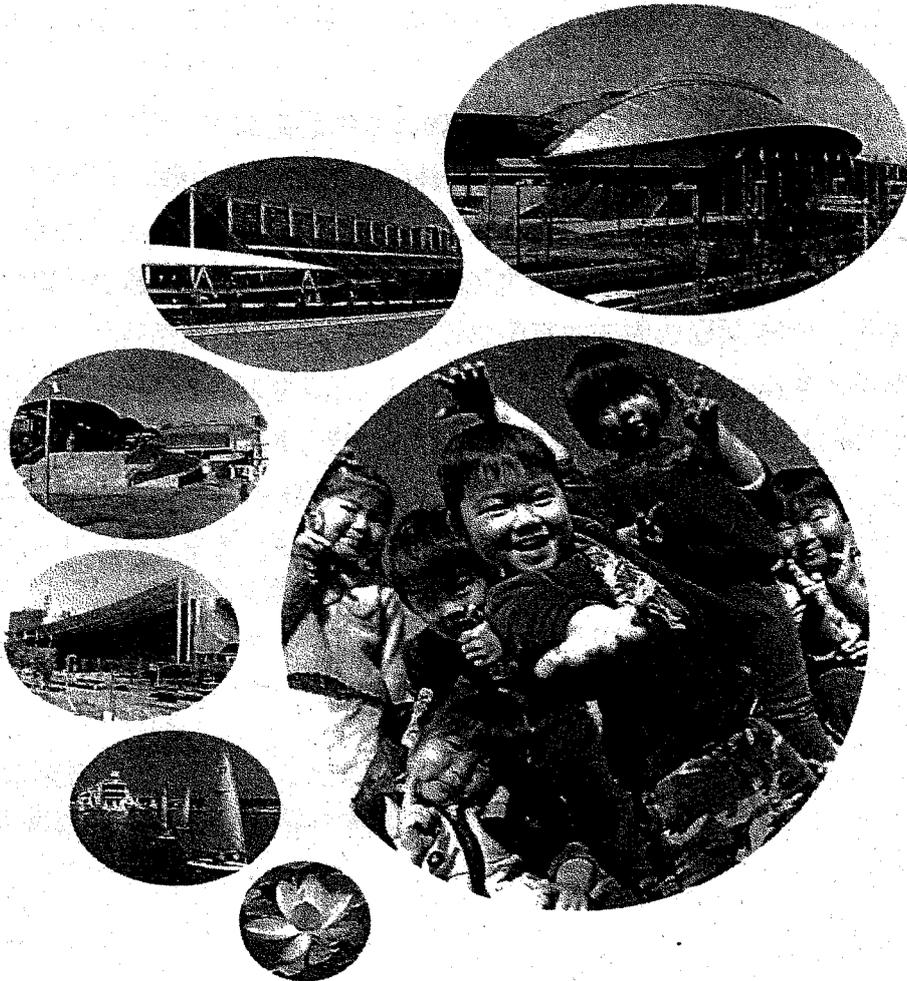
以上

平成23年度

第52回関東ブロック

保育研究大会

開催要綱(案)



参加・宿泊・昼食のご案内

期 日 平成23年7月14日(木)～15日(金)

開 催 地 千葉市

期 日

平成23年7月14日(木)～15日(金)

会 場

- ① 全体会会場 ・幕張メッセ 国際会議場2階 コンベンションホール
(〒261-0023 千葉市美浜区中瀬2-1 TEL 043-296-0001)
- ② 分科会会場 ・幕張メッセ 国際会議場
・ホテル ニューオータニ幕張
(〒261-0021 千葉市美浜区ひび野2-120-3 TEL 043-297-7777)

大会運営

この大会を円滑に進めるため、主催各都県指定都市の保育協議会(部会)、保育士会(部会)、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び千葉市保育協議会会長が委嘱した者をもって構成する運営委員会を置く。

運営委員長は、千葉市保育協議会会長を、副委員長は、千葉市保育協議会副会長をもってあてる。

運営委員長は、別途実行委員を委嘱し、実行委員会を置く。

大会役員

この大会は次の役員をもってあてる。

- ① 分科会議長
【分科会議長割当表】により指定された都県指定都市の社会福祉協議会から推薦のあった者をあてるものとし、各分科会の議事を行う。
- ② 大会幹事
運営委員長が委嘱し、分科会の進行にあたる。

分科会助言者

運営委員長は、分科会ごとに1名の助言者を委嘱する。

参加者

1,300名(参加者割当は9ページ参照)

この大会の参加者は次のとおりとする。

- ① 保育所の施設長、保育士、その他の職員
- ② 保育行政機関、保育士養成校の関係者
- ③ 社会福祉協議会関係者
- ④ 学識経験者
- ⑤ 保護者、その他保育事業関係者

参加費及び負担金

参加費 一人	10,000円
負担金 各都県指定都市	100,000円

参加申し込み

参加申し込み、宿泊等の申し込みについては、一括して「名鉄観光千葉支店」に委託しております。
申し込み方法、期限については、10ページ以降をご覧ください。

日 程

【第一日目】 7月14日(木)	
会場／幕張メッセ国際会議場	
受 付	11:30~12:30
オープニング	12:10~12:45
開 会 式	13:00~13:50
基 調 講 演	13:50~15:15
記 念 講 演	15:30~17:00
次期当番県挨拶	17:00
第一日目終了	17:10

【第二日目】 7月15日(金)	
会場／幕張メッセ国際会議場	
ホテル ニューオータニ幕張 各分科会会場	
受 付	9:00~9:30
分科会討議	9:30~15:00
閉 会	15:00

時間 日	AM			PM						
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
第一日目 7月14日 (木)				受 付 11:30~12:30 運 営 委 員 会 11:30~12:30	オ ー プ ニ ン グ	開 会 式	基 調 講 演	休 憩	記 念 講 演	次 期 当 番 県 接 拶 分 科 会 打 合 せ 17:30 ~ 18:30
第二日目 7月15日 (金)	各 分 科 会 受 付 9:00~ 9:30	分 科 会	昼 食	分 科 会	閉 会 処 理 委 員 会 15:30~					

研究方法

- ①全体会
初日の全体会は、基調講演及び記念講演を行う。
- ②分科会
研究テーマに基づき、各都県指定都市からあらかじめ提出された代表意見を中心に研究討議を行う。意見の発表時間は1人30分以内とする。
あらかじめ議長・助言者及び幹事を主催者が委嘱し、分科会の運営にあたる。

オープニング

創作太鼓演奏

「和太鼓 総」

基調講演

「(タイトル未定)」

講師:

淑徳大学教授

柏女 靈峰 氏

記念講演

「(タイトル未定)」

講師:

未定

【カテゴリー1】子どもの育ちを保障する

(第1分科会) 保育者の資質向上を図る
—職場内研修の充実による職員の資質向上—
〈助言者 未定〉

保育所保育指針では、質の高い保育の提供にむけて、職員の資質及び職員全体の専門性向上を図ることが示されています。また、そのための研修を体系的、計画的にすすめることなどが施設長の責務とされています。保育所内外の研修のあり方や保育士の自己評価など、保育所職員の資質向上にむけた効果的な実践やそのあり方などについて研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所内で研修に取り組む必要性とすすめ方
- (2) 研修意欲の向上と職場環境の整備
- (3) 保育所内研修の実践における課題と工夫点など

(第2分科会) 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方
—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—
〈助言者 未定〉

(第3分科会) 3歳以上児(異年齢保育)の現状と保育・子育て支援のあり方
—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—
〈助言者 未定〉

【第2分科会～第3分科会共通】

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な成長の時期に深く関与します。そのため、保育の実践にあたっては、絶えず子どもの育ちと保育の実践を振り返りながら、改善していくことが求められます。保育所保育指針に基づいて、年齢別の保育を充実していくと共に低年齢児と高年齢児の異年齢保育などの組み合わせを含め、より効果的な保育実践の取り組みについて研究します。

【研究の視点】

- (1) 子どもの育ち(発達区分)の現状はどうか、保育所の中から明らかにしていく
- (2) 現状に即した保育のあり方
(保育所保育指針を踏まえて考える。また、異年齢児保育プログラムとその考え方を含む)
- (3) 子どもの現状に即した子育て支援のあり方

(第4分科会) 配慮を必要とする子どもの保育の充実
—気になる子どもの保育と家庭支援—
〈助言者 未定〉

保育所において、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されてきています。保育現場では、子どもの発達を保障するために、保護者と協力しながらより適切な対応をしていく必要性が高まっています。配慮を必要とする子どもの保育をめぐる今日的な状況を踏まえ、子ども

や家庭への支援のあり方、関係機関との連携等について研究します。

【研究の視点】

- (1) 子どもの育ちの実態や課題を保育の中から明らかにしていく
- (2) さまざまな機関との連携や協働の内容とそのすすめ方
- (3) 保護者との相互理解を図るための工夫

【カテゴリー2】 子育てライフを支援

(第5分科会) 家庭との連携による食育の推進

—子どもの食事と栄養・食育を考える—

<助言者 未定>

保育所保育指針には、食育の重要性が明示されています。乳幼児期の食育の推進は、安全な食の確保やアレルギーへの対応などにとどまらず、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成と生活のいとなみにおいて、きわめて重要です。また食育は、家庭の食への理解を深め、家庭と保育所との連携に基づきすすめることが重要です。

保護者、家庭と連携した食育の実践、食をとおしたコミュニケーションのあり方などについて研究します。

【研究の視点】

- (1) 日々の保育の中に食育をどのように位置づけていくか
- (2) 食育への取り組みにおける家庭との連携をどのようにすすめるか
- (3) 子どもの食生活や栄養の実態を踏まえて、どのような食事の提供を行う必要があるか
- (4) 保育所利用者だけでなく、栄養士（専門職）や調理室などを活かして、地域社会に対してどのように食育を発信していくことができるか

【カテゴリー3】 多様な連携と協働をつくる

(第6分科会) 多様な機関との連携と協働

—虐待防止への取り組み—

<助言者 未定>

子育てで不安や児童虐待への対応など、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。地域社会を中心とした虐待防止ネットワークなどの取り組み等に参画しつつ、保育所として虐待の防止や家庭支援の取り組み実践について研究します。

【研究の視点】

- (1) さまざまな機関（保健所、児童相談所、子ども家庭支援センターなど）との連携と協働の内容とそのすすめ方
- (2) 保護者との相互理解を図る為の工夫
- (3) 気になる子どものアフターフォローを含めた小学校との連携

【カテゴリー4】子育て文化を育む

（第7分科会） 子育て支援の拠点としての機能の充実

—多様なニーズに応える取り組み・子育て文化の創造—

〈助言者 未定〉

子育て家庭の働き方や生活スタイルなどにより、子育て支援について保護者が求めるニーズはますます多様化してきています。また、地域社会の子育て支援が機能しなくなっている中、子育てを支えあってきた文化も失われつつあります。保育所に通う親子のみならず、地域のすべての子育て支援の拠点として、保育所が取り組む実践について研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所として在宅の子育て家庭にどのように支援を行っていく必要があるか
- (2) 地域とのネットワークによるニーズへの対応のあり方
(保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどの住民組織との連携など)
- (3) 多様な保育ニーズ（一時保育、休日保育、病後児保育など）に対応するための運営のあり方
- (4) 次世代育成後期行動計画に示された内容についての取り組み
- (5) 子育て支援を軸とした新たな地域コミュニティの構築
(子育て文化の伝承と創造の場の取り組みについて等)

【カテゴリー5】子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

（第8分科会） 公立保育所の使命と地域社会での役割

—今後の公立保育所の役割と実践を考える—

〈助言者 未定〉

次世代育成支援法に基づく後期行動計画が平成22年度より実施された。この計画ではすべての子どもと子育て家庭を対象として、地域の実情に合わせた支援の実施が求められている。こうした背景から市町村行政と一体である公立保育所の特性を踏まえ、地域社会における役割や実践のあり方を研究します。

【研究の視点】

- (1) 公立保育所の特性を活かした取り組みの内容とそのすすめ方
- (2) 今、公立保育所に求められている役割とはなにか
- (3) 公立保育所の運営上の課題と今後の取り組みの方向

特別分科会 ともに保育実践の質を高める為に

都市部での待機児の問題がマスコミに多く登場していますが、保育時間の長時間化、多様な保育ニーズへの対応など、保育現場を取り巻く状況は大きく変わりました。子どもの育ちを支えるという基盤となる役割に加え、保護者への支援、地域への子育て支援など、保育所が担う役割は広く深くなっています。

このような現状の中で、実際の保育の現場ではどのようなことに悩み、課題を抱えているのか、また新たな取り組みを行っているのか。それぞれの実践を聞きフロアーとの意見交換も含めて、共に保育実践の質を高める機会とします。

- ・ 発表日 平成23年7月15日(金)
- ・ 募集内容 保育、子育て支援に関する実践現況発表であること
- ・ 発表者の条件 会員保育所関係者、保育行政関係者であること

*1 発表 30分程度の発表、質疑応答で募集します。

(応募者の人数により多少変更の可能性あります)

その他、審議中

資料等の各都県指定都市の提出(納入)期限

- ① 分科会における意見発表原稿 4月15日(金)
- ② 各都県指定都市負担金納入 4月15日(金)

参加者割当

区 分	施設数	割当人数	率(%)	区 分	施設数	割当人数	率(%)
栃 木 県	298	60	20	長 野 県	597	90	15
群 馬 県	407	65	16	東 京 都	1147	230	20
山 梨 県	247	37	15	横 浜 市	348	56	16
静 岡 県	503	75	15	埼 玉 県	772	124	16
神 奈 川 県	294	47	16	新 潟 県	690	104	15
茨 城 県	470	75	16	相 模 原 市	70	11	15
千 葉 県	620	124	20	千 葉 市	102	182	-
川 崎 市	121	20	16	合 計	6686	1300	

分科会意見発表・議長割当

【意見発表割当】◎で表示 【議長割当】○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
栃 木 県		◎				◎	○			2	1
群 馬 県	◎	○	◎							2	1
山 梨 県		△ ← ◎	○		← ◎					2	1
静 岡 県				◎		○	◎			2	1
神 奈 川 県		◎	◎		◎					2	1
茨 城 県	○	◎			◎					2	1
千 葉 県				◎	○			◎		2	1
川 崎 市	◎						○	◎		2	1
長 野 県	◎	○			◎					2	1
東 京 都						○	◎	◎		2	1
横 浜 市	○	◎						◎		2	1
埼 玉 県			◎		○		◎			2	1
新 潟 県	◎		○				◎			2	1
相 模 原 市				◎		◎		○		2	1
千 葉 市			◎	○		◎		○	◎○	3	3
◎ 合 計	4	4	4	3	3	4	4	4	1	31	
○ 合 計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

県保育事業大会意見発表分担表(案)

2010.10.13

区分	施設数	過去実績		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		第22～34回	第35～44回	43	44	45	46	47	48	49	50
湘南地区	107	33	16								
横須賀市	31	6	4		○		○		○		○
鎌倉市	16	2	3	○		○		○			○
藤沢市	29	5	3			○		○		○	
茅ヶ崎市	20	3	4		○		○			○	
逗子市	5	2	1						○		
三浦市	4	1	1					○			
葉山町	2										
西湘地区	104	53	23								
平塚市	30	6	4			○		○		○	
小田原市	29	5	5		○		○		○		○
秦野市	19	8	5			○		○			○
南足柄市	4	3	2	○			○				
中郡	5	2	2							○	
足柄上郡	7	2	2	○					○		
足柄下郡	10	3	3		○				○		
県央地区	83	49	26								
相模原市		6	5	○							
厚木市	20	2	3		○			○			○
大和市	9	5	2			○			○		
伊勢原市	11	4	3	○			○			○	
海老名市	12	1	4		○			○			○
座間市	17	5	3			○			○		
綾瀬市	5	1	2			○				○	
寒川町	3	1	3	○							
愛川町	6	2	1				○				
保育会役員		1	2		○						
民間保育所経営 問題専門委員会			3	○			○			○	○
給食問題研究委員会			2								
県保育士会			10	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	294			8	8	8	8	8	8	8	8

[割振り等の考え方]

- 1 施設数10か所以下の市町は3～4年毎に、11～20か所の市は2、3年ごとに、21～の市は2年毎に分担することを原則とし、毎年の発表件数を平均化するため若干の調整をしております
- 2 県保育士会については、毎年研究会の成果発表があることを前提としました。
- 3 この分担予定は最小限のものであり、これ以外の自主的な研究発表が期待されます。
- 4 研究発表テーマは、関プロ・全国大会の各年度ごとの本県分担テーマとの整合性が取れるよう配慮して決めて頂くことが望まれます。

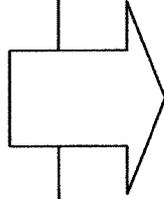
当初

14時30分～15時30分
行政説明(厚労省)

15時30分～16時
基調報告(全保協)

16時～
被表彰者記念撮影

18時～
参加者交流会



変更後

14時30分～15時15分
基調報告(全保協)

15時30分～16時30分
行政説明(厚労省)

16時30分～
被表彰者記念撮影

18時～
参加者交流会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆子ども・子育て新システムの検討 再開される◆

～子ども・子育て新システム検討会議作業グループ・基本制度ワーキングチーム～

子ども・子育て新システム検討会議は、8月26日に開催された作業グループの決定にもとづき、3つのワーキングチーム（基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針ワーキングチーム）を設置し、詳細設計を行うことになりました。

このうち基本制度ワーキングチーム（以下「基本制度WT」）の第1回会合が9月24日（金）に開催され、基本制度に関する国、都道府県、市町村の役割について検討が行われました。

なお、基本制度WTのメンバーは次のとおりです。全国保育協議会からは、菊池繁信副会長が委員として参画し、主に下記のような発言をしました（第1回会合の概要は下記参照）。

<基本制度WT構成員>

【座長】末松 義規	内閣府副大臣
秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田多津美	全国国公立幼稚園長会会長
大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
菊池 繁信	全国保育協議会副会長
倉田 薫	全国市長会社会文教委員長・大阪府池田市長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中 常雄	日本商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角 道代	明治学院大学法学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

＜菊池副会長発言要旨＞

- (1) 新システムは、児童福祉の枠組みにしっかりと位置づけること。
- (2) 基本部分においては「自由価格」でなく「公定価格」によるサービス保障をする仕組みとすること。
- (3) 給付単価設定の根拠となる職員配置基準については、質の担保・処遇の改善の視点を入れ、科学的根拠に基づいて単価設定を図ること。
- (4) 地域主権をすすめる場合においても、国の責務としての最低基準の保障は必要不可欠。
- (5) 市町村が示された権限と責務を全うすることのできる財源の確保を図ること。
- (6) 就学前教育の充実・良好な育成環境等、いわゆる子どもへの先行投資は、投資収益率が高いという結果もある。予防の概念も含め、今後の日本をどのような展望するかの視点に立った検討をお願いする。

なお、幼保一体化WTには佐藤秀樹保育施策検討特別委員会委員長が、こども指針WTには御園愛子全保協副会長（全国保育士会会長）が委員として参画することになっています。また、基本制度WTは月2回開催予定とされていますが、次回開催は現時点では未定です。幼保一体化WTの開催は調整中であり、こども指針WTは9月29日に第1回会合が開催される予定です。

全保協では、引き続き保育施策検討特別委員会や正副会長会議、常任協議委員会を中心に検討を重ね、各ブロック、都道府県で開催されている厚生労働省との意見交換会の内容も踏まえ、意見出しをしていく所存です。それぞれのWTの検討内容等については、随時、全保協ニュースで配信していきますので、各都道府県におかれましても一読いただき、会員施設などに広報していただくようお願いいたします。

議事概要（記録は事務局）

1. 会議の運営について

（末松副大臣立ち上げ）

* 岡崎少子化担当大臣あいさつ

社会全体で子どもを育てることが非常に重要になってきている。

6月に「基本制度案要綱」を取りまとめたところであるが、しっかりと議論を重ねて全体像を作り上げていきたいので、ご指導ご協力をお願いする。

* 末松副大臣あいさつ

平成23年通常国会に法案提出するために、作業グループにおいてWTで検討することを決定。本WTで基本制度の構築を図っていきたい。ご協力をお願いする。

（大臣退出）

* 小宮山厚生労働副大臣に進行役として作業グループに加わってもらう。

座長代理は末松副大臣および小宮山副大臣が欠席の場合、大日向委員もしくは無藤委員にお願いする。

泉健太前政務官は、オブザーバーとして参画

（末松副大臣退出、以下進行は小宮山副大臣）

* 委員紹介&資料説明（事務局より）

倉田委員・全国市長会）政務官が作業グループを運営することになっていたと思うが、作業グループとWTの整理がわかりにくい。関係を明確に整理して欲しい。

事務局）内閣改造に伴い今回は少子化担当政務官を置かないこと、担当は副大臣と整理されていたので、「副大臣または政務官」ということで整理をしているが、作業グループとWTの関係性は変わっていない。

泉前政務官）今までも作業グループとしては副大臣または政務官が関わることができた。座長としては末松副大臣だが、進行役として小宮山副大臣に関わってもらうことになる。

高橋代理・日本商工会議所）スケジュールの中の関係省庁審議会とは何か？また、「一元化」「一体化」等、言葉がわかりにくいので、説明して欲しい。

泉前政務官) 文科省でいえば中教審、厚労省でいえば社会保障審議会等。

わが党としては「幼保一体化」という表現を使う。一元化は「元」の統一を意味している
ので、事務処理など省庁の縦割り等に端を発するようなことを共通にすることを意味する
と考えている。それよりも幼と保を一体化して子供に対する保障を共通のものに
していきたいと考えている。

小宮山副大臣) 省庁の縦割りなどを超えて新しい子ども施策を構築したい等、いろんな思い
を込めて幼保のところは「一体化」としている。

北條委員・全日本私立幼稚園連盟) 「子ども・子育てを社会全体で」という文言があるが、次
世代育成法との整理はどうなっているのか? 子どもの最善の利益の文言がどこにも入って
いないが、どう考えているのか。

泉前政務官) 家庭が育児の責任を負う第一義になっているということは変わらないので、次
世代育成法の理念のとおり。子どもの最善の利益は当然ながら踏まえていることをご理解
いただきたい。

北條委員) 子育ての第一義は保護者であるということが良いか。

泉前政務官) そのとおりだが、家庭もいろいろな支援を必要としていることもあるので、そ
のような家庭や子どもへの支援も必要であると考えている。

渡邊委員・全国町村会) 議論を経たのだということで見切り発車されてしまうと困るので、
地方が困ることのないよう、十分な検討をお願いしたい。

小宮山副大臣) 党の方の少子化対策部会で、全国知事会や全国市長会、全国町村会からお越
しいいただいた際に、地方の方からも意見を出していただきたいとお願いしていたので、ぜ
ひ十分に知恵を出していただきたい。

2. 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱について

(基本設計および国、都道府県、市町村の役割)

倉田委員) 根本は財源。すべての子どもたちに必要な保障をしていくためには、かなりの財
源が必要。現金給付は国が保障して欲しいし、現物給付は基本的には市町村に任せて欲し
いが、メニューを示されて自由裁量と言われてしまうとその財源が担保されていないと実
質は難しくなる。財源を十分に担保した仕組みにして欲しい。

十河代理・全国知事会) (資料5 P.5 説明)

全国一律の現金給付は国が行い、地域の実情に応じたサービス給付は地方の裁量と創意工
夫により担う仕組みとすることが必要。その際に、地方がサービス給付をするために必要
な財源は、税源移譲等により確保すること。

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整
や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。新しい包括交付金制度
を創設する場合には、交付対象に都道府県を含めるなど各都道府県の役割の重要性を十分
踏まえた制度設計を行うことが大切。国が担う現金給付と地方が担うサービス給付の財源
を区分する財政スキームが必要。また平成23年度以降の子ども手当や子ども・子育て新シ
ステムの制度設計にあたっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方公共団体と十分な
協議を行い意見を反映していただきたい。

渡邊委員) 新システムの目指す方向は賛成するところ。財源の構成等、具体的なことが見え
ないので、示して欲しい。子ども手当のような現金給付は地方側に選択の余地がないので、
全額国庫負担であることを明確にして欲しい。現物給付は市町村など、地方の役割として
明確に位置づけて欲しい。市町村が安定的に運営をするためには、国、都道府県、市町村、
事業主の負担割合を明確にする必要がある。その際に国の規制等は可能な限り小さくする
方向が必要。市町村の意見を十分に踏まえて、地方格差が生じないよう配分のあり方も考
えて欲しい。

小宮山副大臣) 24年度からは税制改正により地方税は6,000億円浮くことになるので、その
分の費用は子ども・子育て施策に使って欲しい。

渡邊委員) 市町村の独自に取り組んでいる事業もあり、費用が浮いたからそこに回そうなど
と単純な話でないことも理解して欲しい。

藤原代理・日経連) 基本スタンスとしては6月に意見書を提出している(資料5 P.8)

幼保一体化、こども園の共通理解が必要ではないか。また助成のあり方も早急に検討が必要。スケジュールが非常にタイトだが、参加者が納得できるような検討をお願いする。ワークライフバランスの推進のため、すでに現時点でも、事業者としては負担者という枠を超えて取り組んでいる。

高橋代理) 各界の意見をよく聞いて制度設計をして欲しい。現行の制度のレビューを十分にしたのかということそのようには思えない。十分に検討すべき。企業にとってみると税金と社会保障負担は反論もできずに取りられるコストであり、現在の負担でも負担感が強い。費用負担とどこに使われているのか、という整合性についても明らかになっていない気がする。なので、検討の中で整理して欲しい。

駒村委員・慶應義塾大学教授) 子どもの可能性を広げること、出生率をあげること、子どもの貧困をなくすこと等をめざして新しい発想から制度構築を図ることを目指していることから、新システムを評価している。国が行うべきところと、事業主が負担するところ等、硬直化した検討ではなく、新たな発想に立った検討が必要だと思っている。

あわせて、国民に対してもどういうメリットがあるということを主張すべき。

また量を広げる際には多様な事業主にも広げることにもなるだろうが、公私の新しい連携のあり方を考えるべき。そのためにも、安定した財源を確保することが大事。地方へのお金の渡し方については、必ず子どもにお金が渡る仕組み(現物給付含め)にすることが必要である。

岡本委員・連合) 事業主が負担しているものがどのように使われているのか、明確にしていくことが必要。女性の就業率をいかにあげていくか、という発想も必要。M字カーブを是正していかないと、就業率は上げられない。子ども施策と女性の雇用施策は連動していくものである。

秋田委員・東京大学教授) 利用者本位といわれているが、保護者へのサービス提供の視点だけでなく、すべての子どもの最善の利益の保障の観点から、サービスの質の確保・向上を図ることが必要。長期的な制度設計を図るためには、質を単に確保するのではなく、質の向上を恒久的に図っていけるような仕組みが必要であると思っている。また、地方にすべての権限を委譲していくのではなく、ナショナルミニマムとして国が最低ラインをどこに置くのかという保障は必要。また国、都道府県、市町村の責務を明確にしておくこと、財源を確保し、どう責務として負担していくのかということが大切である。児童福祉法では、子どもを0~18歳としているので、サービス給付の部分をより厚くしていくことが養護と教育を保障することにつながる。国の理念として子どもをどう育てていくのかという視点に立って、単に地方に移譲するのではなく、ナショナルミニマムの構築を図って欲しい。

奥山委員・子育てひろば全国協議会(資料5 P.3)

子ども・子育て会議は市町村にも設置をして欲しい。その際、住民や子育て支援団体等、多様なステークホルダーが政策決定に参画できるよう、市町村の権限と責務として組み込んで欲しい。また、市町村の裁量拡大については、監査・評価する仕組みが必要だと考えている。子ども・子育て勘定、市町村特別会計のそれぞれに監査・評価の仕組みを組み込んで欲しい。

基礎給付については、地域の支えあいや虐待予防など重要な役割を果たすため、個人給付とのバランスを考えて欲しい。現金給付はわかりやすく、サービス提供は担い手の育成などに時間がかかるため、自治体は現金給付を選択しやすい可能性がある。そうしたことも考えて基礎給付と個人給付のバランスを考慮する必要がある。国民のコンセンサスを得るためには、財源の確保が必要であり、将来に付回さない仕組みにすることが必要。私たち国民一人ひとりも負担をするので、財源の確保を図って欲しい。

小宮山副大臣) 財源が大切であることは共通である。このことがこの制度の成否を分けると思っている。国、都道府県、市町村の責務のテーマでご発言をお願いする。

山口委員・日本こども育成協議会(JPホールディングス) 基礎自治体に広く裁量権を渡すと

ということになっているが、このことと多様な事業主体の参入が骨抜きにならないようにして欲しい。制度の実施を待たなくても現行法制下でも十分に対応できることもある。たとえば自治体の裁量で株式会社の参入を規制しているところもあるが、関係省庁から通知を出すなどの取組をお願いする。また民間事業者の独自性、裁量が十分に発揮できるような仕組みにして欲しい。

北條委員) 幼稚園教育というのは学校教育として歴史を持っている。幼児期の教育の重要性を何よりも位置づけて欲しい。学校教育法から幼稚園がなくなるということは考えられない。新システムには、幼児教育の視点が抜けている。現行の幼稚園のどこを変えていかなければいけないのかわからない。現行の幼稚園は子どもも保護者も、幼稚園教諭も園長も幸せに日々を過ごしているが、このような幸せをなくさない方向でお願いしたい。学校教育の体系の変更を含むのであれば、今回の検討はあまりにも性急。

また、公立幼稚園、公立保育所の位置づけが不明確であり、考え方を示して欲しい。年齢区分による幼保一体化があっても良いのではないか。反対論があることも分かるが、3～5歳は学校教育施設としていくことも考えても良いのではないか。

田中委員・静岡文化芸術大学准教授) 包括交付金の件については、どうしても児童人口等によって算出せざるを得ない。その際に地方自治体がサービス提供者になるということと齟齬(そご)がでることが懸念される。その際の補正の仕方として、ある程度緩やかな枠組みとして算出することとして、算出根拠は明らかにする必要がある。

また、格差が出ないようにするためには、自治体が解決できるような仕組みとして、住民等が主体的に施策を構築するやり方が望ましい。ただ住民が参画したから良いものになるとは限らないので、住民の理解も必要。ニーズ把握をどうするのかということも大切であり、その際には国が財源等含め保障する仕組みも必要だと思う。

中島委員・連合) 子どもの貧困に代表されるような子どもたち、社会的養護の必要な子どもたちなど、福祉的な側面が落ちないようにするべき。子ども・子育ての末端まで保障する仕組み、サービスの最低限の質の保障をナショナルミニマムとして国が設定すること、財源を確保することが必要。子どもの生活拠点は地域に密着しているの、身近な自治体である市町村がそのためのサービスを保障することが必要。

無藤委員・白梅学園大学教授) 子どもの育ちは保育所、幼稚園で変わるものではないと思っているので、国として最低基準として子どもの育ちの保障をして欲しいと思っている。個別の保育所、幼稚園で質が確保されているかどうか、ということで、外部評価の仕組みが必要である。幼稚園、保育所における「保育」は、保育士、幼稚園教諭の自己評価の仕組みが大切であり、その義務化が必要。たとえば8時間労働であれば、その時間の中に記録や保育課程の策定の時間を保障するべき。

山縣委員・大阪市立大学教授) 子どもの人権、子どもの権利に配慮した仕組みを考えて欲しい。保護者は一般に子どもの権利を養護する立場にあるが、それが適正に行使されないときに、子どもに不利益が生じないように、仕組みを考える必要がある。最大の人権侵害であり、深刻化している児童虐待への対応なども十便に視野に入れることが必要である。社会的養護についても、社会保障審議会の社会的養護専門部会の議論を十分に踏まえて検討することが現実的である。

また、保育・幼児教育の現場においても、労働の非正規化や雇用条件の悪化が見られる。労働者が専門性を発揮して十分な活動を展開するには、雇用環境の安定が必須であり、企業参入を図るにしてもこの点に十分に配慮しなければ、質の向上は達成できない。

制度改正にあたっては、幼稚園1万3,500施設、保育所2万3,000施設を巻き込むものであり、大きな混乱が生じることが懸念される。施行時期までの期間の確保、猶予期間の設定、地域による施行の差など、適正な激変緩和策が必要だと思われる。

菊池委員・全国保育協議会) 子ども・子育て新システムの検討については、これまで積み残してきた様々な課題を解決できるのではないかと期待がある反面、制度が変わることへの不安がある。また、財源問題が解決していないことによる不安も大きい。新システムの基本的考え方や方向性は支持するが、今後の検討にあたって多くのことを検討・整理す

る必要があると考える。

そうしたことを踏まえたうえで、まず児童福祉の枠組みにしっかりと位置づけたものにして欲しい。すべての乳幼児は、社会的に擁護（かばい守ること）・養護（特別な保護の下にある）されるべき立場にある。最近、虐待等、子どもの不幸な事件が相次いでいるが、社会的養護の必要な子どもや障害のある子等も含め、児童福祉の下ですべての子どもに対して擁護と養護を保障する仕組みとしていただきたい。

次にそれぞれのサービスについては、基本部分においては「自由価格」でなく「公定価格」によるサービス保障をする仕組みとして検討していただきたい。自由価格による完全市場主義では、子どもへの対人サービスを基本とする保育サービスが過大な価格競争となり、サービスの本質がゆがめられたり質の低下を招いたりする恐れがある。このことは、児童福祉の理念を損なうことになる。

給付に関しては、給付単価設定の根拠となる職員配置基準については、質の担保・処遇の改善の視点を入れ、科学的根拠に基づいた単価設定を図ることを願う。

また、地域主権をすすめる場合においても、国の責務としての最低基準の保障は必要不可欠。地方に委ねることによる点とそうならない点があるので、十分な検討が必要だと思う。地域により極端なサービス格差が生じないように、とくに人口減少地域や過疎地域でサービスが利用者に届かないことがないように、市町村が責任を果たす仕組み、果たせる仕組みを構築することが必要である。

最後に、市町村が権限と責務を全うすることのできる財源の確保を図っていただきたい。ハックマンの理論にもあるように、就学前教育の充実・良好な育成環境等、いわゆる子どもへの先行投資は、投資収益率が16%にのぼるとの結果も出ている。今後の日本をどのように展望するか？という視点にたち、健全に子どもを育てることは国家の責任であり、そのことが将来の貧困・非行・犯罪等の予防につながるという視点も踏まえて検討していくべき。

大日向委員・恵泉女学園大学教授) 子育てに悩む保護者を長く研究し、支えてきた立場から、新システムは評価している。親が健やかに生活できるということが、子どもの最善の利益につながる。義務だけでなく、安定の保障であると思っている。

池田委員・全国国公立幼稚園長会) 子どもの最善の利益の保障を新システムの構築にあたっては、中心にすえて検討して欲しい。幼児教育について、義務教育及びその後尾の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置づけ、幼児教育と義務教育およびその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこでも統一的な水準が保たれた質の高い幼児教育・保育を確実に提供できるようにすることが大切。

また、就労だけでなく、地域で子どもを育て地域に貢献するといった、保護者の多様な子育てや行き方が認められる社会づくりを考えて欲しい。

地域主権においては、国と都道府県、市町村の役割分担の明確化および連携の強化を図り、教育・保育の質に地域格差が生じないようにするべき。

さらに、幼保一体化を含む新システムの施行については、地方公共団体、施設、保護者等、関係者に対し十分な説明が行われ、十分な理解を得ることが必要。準備期間を十分においた検討をお願いする。

坂崎委員・日本保育協会) すべての子どもを社会全体で支える仕組みを作るという点では評価している。検討に際しては、現金と現物給付のバランス、現物給付の質の保障が必要。現物給付サービスは地方でと最近では言われることがあるが、地方にすべて任せてしまっているのかということ懸念する。地方にすべてを任せればいいのかということ非常に危ない。国、都道府県、市町村の役割を明確にしたうえで、制度設計を図ることが必要。公定価格や最低基準等、養護と教育を保障する仕組みを構築して欲しい。

小宮山副大臣) 基本設計については了解いただいたということによろしいか。

⇒了解された。

子ども・子育て新システムの検討体制について

子ども・子育て新システムについては、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に基づき、平成23年通常国会への法案提出に向け、子ども・子育て新システム検討会議の作業グループの下で、「基本制度ワーキングチーム」を開催するとともに、特に専門的に検討する必要がある事項が生じた場合には、作業グループに諮った上で決定するものとする。

1 「基本制度ワーキングチーム」の設置【別紙1】

(1) 目的

子ども・子育て新システムに関する意見交換等の場として、関係者が参加する「子ども・子育て基本制度ワーキングチーム」を開催する。

(2) 会議の位置づけ

ワーキングチームは、法案が成立後に設置される「子ども・子育て会議（仮称）」への移行も視野に入れて開催するものとする。そのため、ワーキングチームの構成メンバーについては、「子ども・子育て会議（仮称）」における構成を視野に決定するものとする。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（政務官級会合）の下に、ワーキングチームを設置する。

【想定される協議事項】

- ・ 「子ども・子育て会議（仮称）」の運営の在り方（PDCAへの関与等）
- ・ 制度の基本骨格
- ・ 幼保一体化
- ・ その他の給付設計
- ・ 費用負担 等

(3) 事務局

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

2 「幼保一体化ワーキングチーム」の設置・開催【別紙2】

- こども園（仮称）の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討するため、ワーキングチームを設置する。
- 本ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

3 「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の設置・開催【別紙3】

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針（仮称）」について、先行して速やかにワーキングチームを設置し、議論を開始する。
- 本ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

<参考>ワーキングチームの構成イメージ

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度ワーキングチーム

- 子ども・子育て新システム制度全体の検討
- 「子ども・子育て会議（仮称）」の運営の在り方の検討

幼保一体化ワーキングチーム

- 幼保一体化を専門的に検討する会議を設置

こども指針（仮称）ワーキングチーム

- こども指針（仮称）を専門的に検討する会議を設置

基本制度ワーキングチーム 開催要項

平成 22 年 9 月 15 日
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。」とされている。

そのため、子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、上記の関係者と意見交換等を行う場として、基本制度ワーキングチーム(以下、「ワーキングチーム」という。)を開催する。

ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に、設けるものとする。

なお、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設ける「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況については、必要に応じて、ワーキングチームに報告するものとする。

2. 構成

- (1)ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。
- (2)座長は、ワーキングチームの議事を整理する。
- (3)座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4)子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

【座長】	末松 義規	内閣府副大臣
	秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
	池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
	尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	菊池 繁信	全国保育協議会副会長
	倉田 薫	全国市長会社会文教委員長・大阪府池田市長
	駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
	坂崎 隆浩	日本保育協会理事
	高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
	田中 常雅	東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
	宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
	両角 道代	明治学院大学法学部教授
	山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
	山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
	渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

幼保一体化ワーキングチーム
開催要項

平成 22 年 9 月 15 日
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化することとし、「こども指針に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する」とされている。そのため、こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを検討するため、「幼保一体化ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を開催する。ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、こども指針(仮称)については、別に設ける「こども指針(仮称)ワーキングチーム」において、検討する。

また、ワーキングチーム及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告するものとする。

2. 構成

- (1) ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、ワーキングチームの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
柏女 霊峰	淑徳大学社会福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会保育施策検討特別委員会委員長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会生活福祉局次長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事 新潟県聖籠町長

こども指針(仮称)ワーキングチーム
開催要項

平成 22 年 9 月 15 日
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。」とされており、その策定に資するため、こども指針(仮称)ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を開催する。ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、「幼保一体化ワーキングチーム」及びワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告するものとする。

2. 構成

- (1) ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、ワーキングチームの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

(別添)

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	東京都国公立幼稚園長会会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長
大場 幸夫	大妻女子大学学長
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育協議会副会長
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

基本制度ワーキングチームの検討スケジュール（案）

第1回

- 基本設計

第2回

- 基礎給付

- ① 基礎給付の内容
- ② 現金給付・現物給付の一体的な提供の法的枠組み

第3回

- 幼保一体給付（仮称）①

- ① 認定方法、公的保育契約の考え方
- ② 事業者参入の仕組み（指定基準の考え方（サービス類型等））

- 費用（報酬）の考え方①

- ① 価格設定の在り方
- ② 既存の財政措置との関係 等

第4回

- 幼保一体給付（仮称）②

- 費用（報酬）の考え方②

第5回

- 産前・産後・育児休業給付（仮称）①
 - ・ 認定方法、給付水準 等
- 放課後児童給付（仮称）①
 - ・ 認定方法、事業者参入の仕組み 等
- 費用（報酬）の考え方③

第6回

- 産前・産後・育児休業給付（仮称）②
- 放課後児童給付（仮称）②
- 費用（報酬）の考え方④

第7回

- 費用負担①
 - ・ 国、地方、事業主、個人の費用負担
 - ・ 子ども・子育て包括交付金（仮称）の枠組み
- 幼保一体給付（仮称）③
- その他①
 - ・ 子ども・子育て会議（仮称）の設置
 - ・ 実施体制

第8回

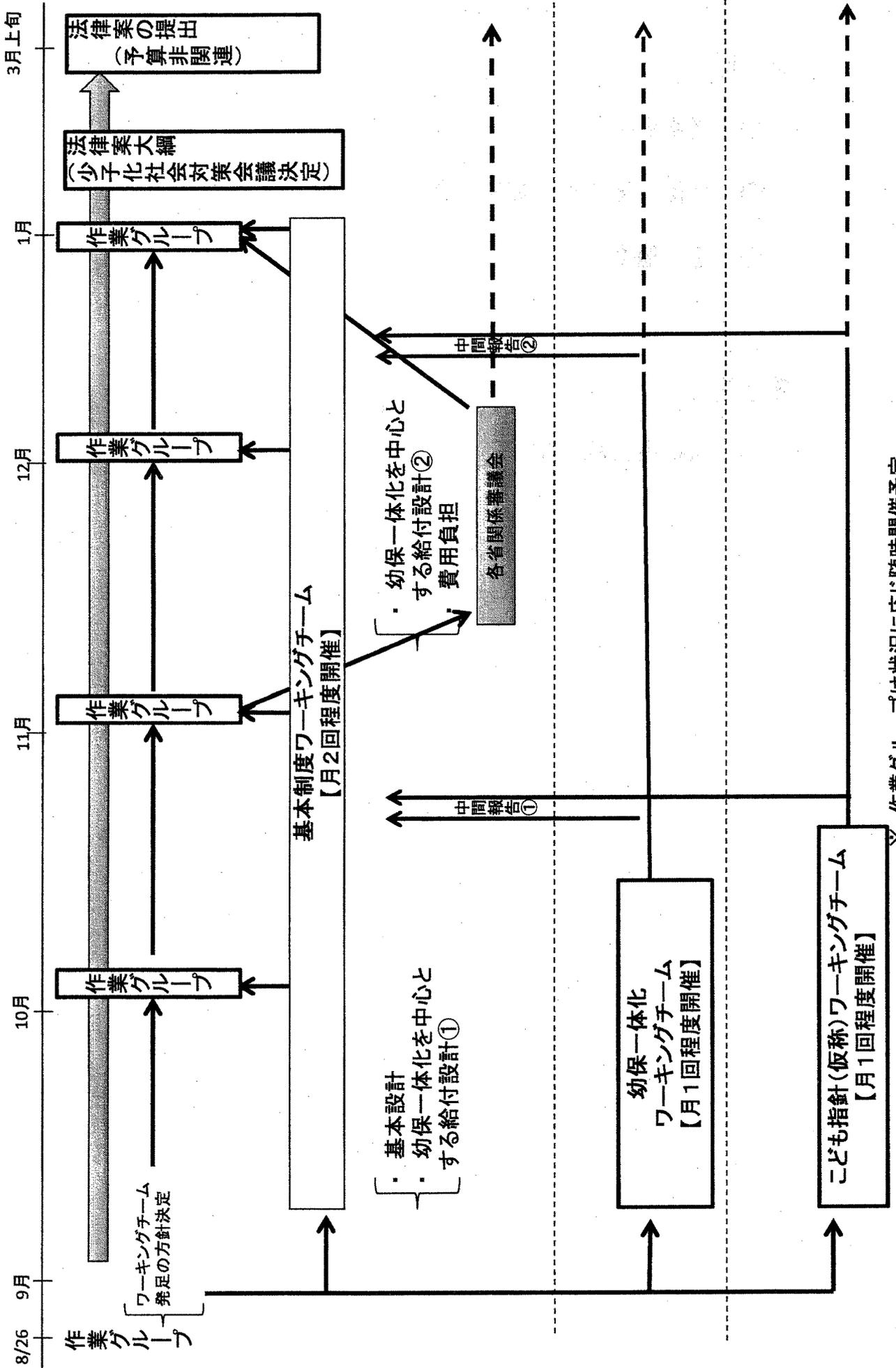
- 費用負担②
- 幼保一体給付（仮称）④
- その他②

第9回

- 法律案大綱（案）

子ども・子育て新システム・今後のスケジュール

資料3



※ 作業グループは状況に応じ随時開催予定

第 1 回基本制度ワーキングチームの検討課題

国、都道府県、市町村の役割

【市町村の責務】

- 子ども・子育て支援のサービス・給付（基礎給付、両立支援給付等）に関する市町村の責務のあり方
- サービス・給付の保障、計画的な提供体制の確保
 - ① 市町村によるサービス・給付のニーズの的確な把握
 - ・ 足元のニーズ（潜在的なニーズを含む）の的確な把握
 - ・ 働き方の多様化、女性の就業率の上昇などに伴う将来的なニーズの把握
 - ② 市町村が計画的に提供体制を確保するための法的な枠組み（計画策定と計画に基づく提供体制の確保 等）
 - ③ 市町村の責務を果たすため、国・都道府県が市町村を支援するための役割の整理
- 質の確保されたサービスの提供、適切なサービスの確実な利用の支援
 - ① 必要な子どもに適切なサービスが確実に利用できるようにするための市町村が果たす役割
 - ② 質の確保に関して市町村が果たす役割（事業者に対する指導監督等）
 - ③ 市町村の責務を果たすため、国・都道府県が市町村を支援するための役割の整理

【国・都道府県の責務】

- 国・都道府県の市町村への重層的な支援
 - ① 国
 - ・ 市町村等に対して行う制度の円滑な運営のための支援のあり方（制度設計、交付金の交付 等）
 - ② 都道府県
 - ・ 市町村の業務に関する広域調整のあり方（入所の広域調整等）
 - ・ 市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための支援のあり方
 - ・ 都道府県が主体となって行う事業について 等

平成22年9月24日

子ども・子育て新システム基本制度に関する意見

全国国公立幼稚園長会

はじめに

幼児期の教育の重要性については、教育基本法等一連の法改正等により、国民に周知されつつある。しかしながら少子高齢化の進行や保護者の就労状況等の変化は、幼い子どもの身近な成育環境に様々な影響を与え、幼児期を幼児らしく心豊かに生きるということができにくくなっている現状がある。教育・保育は国の未来への投資である。新システム構築に当たっては、質の高い幼児期の教育・保育の確実な提供とその質の維持・向上を中心に据え、さらには保護者の多様な子育ての仕方や生き方が認められる社会づくりの視点をも重視して、検討を進めていただきたい。

記

1 幼児教育について、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置付け、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこでも、新たな指針に基づき、統一的な水準が保たれた質の高い幼児教育・保育を確実に提供できるようにする。

(1) 幼児期の教育・保育の重要性・独自性の理解に立った新システムを。

- 一人一人の発達（個人差）に応じる
- 身近な大人との信頼関係に支えられ、自立と依存が共存する世界から、自立へ
- 興味関心に基づいた「遊びを通した総合的な指導」
- 幼児が主体的に環境に働きかけることによって体験的に学ぶ = 環境による教育
- 小学校教育との連続性、幼小中という育ちの一貫性 = 縦軸
- 幼稚園等施設、家庭、地域等三者による総合的な教育の推進 = 横軸

(2) 学校教育体系への確実な位置付けを。

- 幼稚園は子どもが会おう初めての学校
- 「教育」という視点からの幼児理解、発達に応じたきめ細かい指導
- 幼稚園教育から小学校教育への学びの連続性の確保
- 義務教育及びその後の教育の基礎づくり

(3) 教員・保育士の資質・能力の向上を重点施策に。

- 教育・保育を司る高度な専門職としての位置付け、社会的地位の向上
- 大学等における養成のあり方
- 着任後の研究・研修システムによる資質・能力の維持・向上
- 専門職としての経験を生かし、意欲をもって働き続けられるような労働条件整備

2 保護者の多様な子育てや生き方が認められる社会づくりを進める。

(1) 子育ての喜びや価値を実感できる親育ち支援・家庭教育支援となる施策を

- 子育ての悩みの複雑化への対応 ⇒ 個別相談 関係機関への橋渡し等
- 子育てを通しての自己実現の喜び ⇒ 親から子へ・孫の代へと子育て文化の継承、親として子育てをする喜び、子育てを通して自らも成長する実感
- 親としての責任の自覚（子にとって親は生涯教師、子への第一義的責任は親にある）
- 未就園児の親子登園等、地域に根ざした幼児教育のセンター的役割としての位置付け

(2) 地域の子どもの健全育成やコミュニティーづくりに貢献する大人としての学びの機会を

- PTA活動等を通しての保護者同士のつながりや学び合い ⇒ 我が子も大事・他の子も大事、子どもの育ちを幼稚園から小・中学校へと長期にわたり見守り支える地域の大人としての成長、地域のコミュニティーづくりへの貢献

(3) 子育てと仕事の両立を可能にする環境づくりを

- 親子にとって望ましい預かり保育の推進 ⇒ 安全・安心な施設の有効活用、多様な人や自然等とのかかわり・豊かな体験、保護者へのリフレッシュの時間の提供、緊急時の一時的預かりや短時間労働の支援等
- 父親が子育てに参加しやすい就労環境の整備等

3 国と都道府県、市区町村の役割分担の明確化及び連携の強化を図り、教育・保育の質に地域格差が生じないようにする。

- 地域主権のよさ
 - ・ 地域の実情に応じたきめ細かい施策の構築と実現が容易
 - ・ 行政と事業者と利用者の距離が近く、声が届きやすい。より地域住民の生活に密着した施策が可能
 - ・ 保護者の生活圏内に子育て環境が整備されることは、送迎の利便性等最大の支援
- 地域主権への危惧
 - ・ 首長（首長部局）の考えや理解不足等によって教育の現場が左右されやすいなど、地域によっての教育の格差の拡大
 - ・ 地域の人口や地理的条件、財政基盤等による教育の格差
 - ・ 国の施策や方針等の浸透に時間がかかる。特に教育課題等は趣旨の理解が必要である。

4 財源・予算配分・交付の仕方等は、子どもの最善の利益を踏まえ十分検討する。

- 財源の流れを一元的にすること、社会全体で子育てを担うという考えは理解できる。
- 国から市町村に一括交付された予算が確実に子どものために使われる流れを構築
- 都道府県や市区町村等の財政基盤によって、幼児期の教育・保育に費やされる予算に差が出る。「地域の実情に応じ、地域の裁量で配分」というところが不透明であり、教育・保育を受ける子どもにとっての格差にならないようにしたい。
- 「基礎給付」では、「個人給付」以上に、「地域子育て支援」に関する給付を充実させ、子育て環境全体の整備を図る。保護者の選択に任せるのではなく、確実に公のサービスが子ども自身に届くシステムの構築
- 「両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）」の「幼保一体給付（仮称）」の給付基準が分からない。年齢、人数、サービスか教育か、などの目的に応じた明確な給付基準が必要ではないか。
- 教育・保育を受けさせる保護者が応分の料金を支払うことは、親としての義務と責任を認識する意味でも大事である。料金設定の仕方については検討が必要

5 十分な説明と理解、準備期間を確保した施策の推進を行う。

- 「23年通常国会提出、25年度施行を目指す」とされているが、法案提出、施行までの間に、幼保一体化を含む新システムの内容について、地方公共団体、施設、保護者等関係者に対し十分な説明が行われ、関係者の十分な理解を得ることが必要と考える。また、地域主権であるならばなおのこと、地域への趣旨説明のほか、具体的な業務等を行うための準備期間も必要である。教育現場は日々責任ある教育実践を積み上げており、留まることはできない。ましてや、保護者に不安や迷いを抱かせるようなことを避けるためにも、ゆとりあるスケジュールの中で、十分な説明と理解を図ったうえで進める必要がある。
- 今後の人口推計、待機児童数、財政基盤等国の実情と今後の施策を十分検討し、そのうえで、それぞれの地域が地方行政の施策に位置付け、その地域に最も適合した幼児期の教育・保育のあり方を見定めながら、定着させていくことができるようにしていくことが大事である。

子ども・子育て新システムの基本設計についての意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 奥山千鶴子

1. 子ども・子育て会議（仮称）は市町村（基礎自治体）にも設置を！ 多様なステークホルダーの参画が必要

- ・給付設計や運営に関しては、自治体だけではなく、住民や子育て支援団体が政策決定の場にも関わられるような仕組みが必要。地方主権は住民主権
- ・自治体に対して、事業評価やコンサルティングを受けられる仕組みを組み込む
- ・住民や子育て支援団体が政策決定に参画できるよう、市町村の権限と責務に組み込むべき

2. 子ども・子育て勘定（仮称）、市町村（基礎自治体）特別会計それぞれに監査・評価の体制を組み込む

- ・市町村の裁量拡大について、監査・評価するシステムが必要。密室で決定されることでは困る。

3. 基礎給付は、地域の支え合いや虐待予防など重要な役割を果たすため、個人給付とのバランスを考えたい。

- ・現金給付はわかりやすく、サービスの提供の方は担い手の育成含め時間がかかるために、自治体は現金給付を選択しやすい可能性がある。基礎給付と個人給付のバランスは市町村まかせていいか？
- ・多様なニーズにスピード感をもって対応できるよう、きめ細やかなサービス（サポート）提供の担い手としての NPO・市民団体の育成と行政との協働による実施がのぞまれる。市民が自分たちのまちを主体的に変えていこうとする力=新たな公共を育てる必要性
- ・すべての家庭への支援には、親も含めた家庭支援（相談援助）の充実を図る。
- ・3歳未満児の支援には、地域人材の活用をすることで、支えあいの関係性を育む。
- ・子どもが主人公、健やかな子どもの育ちを保障する観点をベースに置く。

4. 社会全体（国・地方・事業者・個人）による事業負担

- ・国民のコンセンサスを得るために、財源の確保が必要であること、将来につけを回さない覚悟を訴えていくべきと考える。財源が確保できることが、新システムの導入には必要不可欠である。

最後に、この子ども・子育て新システムの広報が十分ではないように思います。特に子育て家庭に広く策定のプロセスがわかるように、発信が必要だと考えます。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に対する意見について

平成 22 年 9 月 24 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー

高知県知事 尾崎正直

◎これからの子ども・子育て支援施策のあり方について

- ・我が国の人口減少を抑制し、安定的で持続可能な社会を実現するためには、これからの子ども・子育て世代を国全体で支援することが喫緊の課題であり、その支援に要する財源は国の責任において確保されるべきもの。
- ・支援のあり方については、「現金給付」、「サービス給付」及び「働き方の見直し」をセットで検討し、全体として費用対効果を考慮しながら、その仕組や水準等を定めていくことが必要。

1 「国・地方の役割分担の明確化」、「恒久財源の確保」

○全国一律の現金給付は国が行い、地域の実情に応じたサービス給付は地方の裁量と創意工夫により担う仕組とすること。

○地方がサービス給付を行うために必要な財源は、税源移譲等により確保されること。

- ・現金給付の額は、全国一律として国が決定し、その全額を負担すること。
- ・地方が実施している広範かつ多岐にわたるサービス給付は、それぞれの地域の実情に応じた形で、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組とすること。
- ・今後増大すると見込まれるものも含め、地方が安定的に責任を持ってサービスを提供するために必要な財源は、国において税制改革などにより恒久的、安定的なものとした上で、地方への税源移譲等により、国として制度的な担保を講じること。
- ・サービス給付であっても、例えば妊婦健康診査費や特定不妊治療費、乳幼児医療費に対する助成など、本来、医学的見地からも全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものや、既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものについては、国の責任において所要の財源を措置すること。

2 都道府県の役割

○サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

○新しい包括交付金制度を創設する場合には、交付対象に都道府県を含めるなど都道府県の役割の重要性を十分踏まえた制度設計を行うこと。

- ・地域の実情に応じたサービス給付の実施は、市町村が担うことが適切であるが、都道府県は、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な技術的支援を行うことが不可欠である。
- ・また、都道府県が主体となって行っている子ども・子育て支援施策もあることから「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の交付対象の中に都道府県を含めるなど、都道府県の持つ役割の重要性を十分踏まえた制度設計を行うこと。

3 財政スキーム

○新たに「子ども・子育て勘定（仮称）」を設ける必要性について十分に検証すること。

○国が担う現金給付と地方が担うサービス給付の財源を区分する財政スキームとすること。

- ・特別会計（勘定）は、特定の事業の状況や費用対効果が把握しやすくなる反面、硬直化や行政の肥大化につながりかねない懸念も指摘されている。このような指摘も踏まえ、必要性について十分に検証すること。
- ・国・地方・事業主・個人からの財源を一本化した場合、国と地方の役割分担や責任の所在、労使拠出に係る受益と負担の関係が不明確になる。これらを明確にした制度設計を行うべきであり、子ども手当の全額国庫負担が担保されるよう、国が担う現金給付とサービス給付、地方が担うサービス給付の財源を区分する財政スキームとすること。

4 地方との協議

○平成23年度以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを通じ、地方公共団体と十分な協議を行い意見を反映すること。

- ・平成23年度以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、役割分担や財源問題、一括交付金の制度設計との連携などを含め、国と地方の協議の場に関する法律（案）の成立を待つまでもなく実質的な協議を行い、制度設計に反映すること。

子ども・子育て新システムについての意見

2010年9月24日

日本経済団体連合会

少子化対策委員会企画部会長 高尾剛正

東京商工会議所

少子高齢化問題委員会副委員長 田中常雅

子ども・子育て新システムの検討にあたり、日本経済団体連合会と日本商工会議所は、①子ども子育て支援施策は公費対応を基本とし、企業に追加的な負担を求めるべきでない、②子ども・子育て対策財源を一元化した特別会計の創設には反対、との意見（添付資料参照）を述べたところである。

基本制度ワーキングチームの発足にあたり、両団体は、この基本スタンスに変わらないことを表明するとともに、今後検討を進める上で、以下を要望する。

記

1. 現行制度の問題点と改革の方向性に関する意識共有

子ども・子育て新システム基本制度案要綱は、関係者からの問題指摘を踏まえ、現行制度の問題点や改革の方向性に関する議論が行われないうまま取りまとめられた。現行制度のレビューを実施して問題点・課題の抽出、改革の方向性等について議論した上で新たな制度設計を行うべきである。

2. 財源確保の道筋の明確化

新制度への移行前に必要となる、子ども手当や待機児童対策に要する財源に加え、基本制度案で想定される給付規模とそのため財源確保の道筋が示されることが必要である。

なお、必要財源の算出にあたっては、現状の運営経費に対する助成の在り方を見直すことも含め、適正化・効率化の可能性を併せて検討すべきである。

3. 児童手当勘定（特別会計）の問題の早急な解消

企業は、児童手当拠出金を通じ、子ども手当（児童手当）や放課後児童クラブの設置運営等にあてる費用を負担しているが、国は、拠出元である企業の意向を聴取し事業の必要性を精査する場を設けることなく、すべての世帯を対象とする事業への負担を求めている上に、「児童育成」という言葉を拡大解釈し、別目的の施策に流用するなど、公平性・透明性の上で問題がある。この点、早急な是正を望みたい。

以上

2010年6月8日

子ども・子育て新システム構築に向けた要望

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌

日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、以下の点を要望します。

1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとしていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

以上

**「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」において示された
基本制度設計等に関する連合の考え方**

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

「子ども・子育て新システム基本制度案要綱（以下「基本制度案要綱」という）」において示された新システムの目的、方針、新システムの構想、及び基本制度設計は、連合が提案する「子育て基金（仮称）」構想の中で実現を求めてきた考え方とおおむね一致するものであり、具体的な作業を開始できることを高く評価します。

同時に、基本設計を検討する上で、以下の点に留意すべきと考えます。

記

1. 基本設計にかかる考え方について

(1) 社会全体で支える仕組み

- 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するにあたり、あらためて、「子どもの貧困」の解消、被虐待児対策や社会的養護の拡充など、福祉機能の充実と底上げをはかるべきである。子どもと・子育てに係って「社会的に排除」されるケースが発生しないよう、まずは基盤整備が肝要と考える。
- 普遍的サービスは、こうした基礎を前提に組み立てられるものとする。その際、従来谷間に置かれていたサービスや、学童保育などニーズがありながら法で最低基準や財政措置の裏打ちがされていないものについては、制度として確立をはかるべきである。

(2) ナショナルミニマムと財源の考え方

- 現在、施策毎に異なっている子ども・子育てに関わる財源を「子ども・子育て勘定（仮称）」として一本化することは、子ども・子育て支援政策の体系化・効率化を図る意味で賛成する。
- 他方、市町村に包括的に財源を交付する仕組みである「子ども・子育て包括交付金（仮称）」は、子ども・子育て支援に関する特定財源ではあるものの、子どもにとって質の高いサービスが提供されることを財源面から担保するために、最低基準(ナショナルミニマム)を設定し、義務的経費として位置づけるべき。

(3) 新システムの議論の範囲と工程について

- 子ども・子育てに係る制度は多岐にわたることから、新システムの検討にあたり、子ども・子育て施策全般を俯瞰し、今次システムの検討の対象範囲を精査すべきと考える。その上で、短期・中期的な検討工程を整理して進めるべきではないか。
- すべてを包括的に検討できることが望ましいが、優先順位付けと整理が必要ではないか。その際、切れ目のないサービス提供、社会的排除の対象となりがちな子どもと親への支援などを優先すべきである。

2. 国の役割

- 国は、新システムの設計と円滑な運営を担うとともに、全国一律の現金給付については、基本的に責任を負うべき。同時に、サービスの最低基準(ナショナルミニマム)については堅持すべき。どこで生活しても、最低限のサービス水準を確保するためのものであり、自治体の上乗せ、横出しを否定するものではない。

3. 都道府県・市町村の役割

- 現物給付については、生活拠点である基礎自治体の実施責任を負い、子ども子育てに係る総合的なサービス提供を担う。国は、最低基準(ナショナルミニマム)を根拠にその最低限の財源を保障すべき。これを基礎に、地域のニーズに見合ったサービス提供を行う。
- 都道府県は、広域調整及び社会的養護などの機能を強化し、その財源とサービスについては、同上。
- 基礎自治体においては、子ども・子育てに係る総合的なサービス提供体制のコーディネート、子ども・子育てワンストップサービスの体制を整備すべきである。

以上

平成22年9月24日

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に対する意見

北 條 泰 雅

- 子どもの最善の利益の観点から、幼児期の教育の重要性が、制度として明確に位置づけられるものであるならば積極的に賛成する。
- 「要綱」においては、学校教育としての幼児期の教育の位置づけが不明である。
- 直近の幼稚園教育の改善は、平成17年1月中教審答申、認定こども園法の成立、幼稚園教育要領改訂の流れの中で実施されている。今回幼稚園教育のどこを改善する必要があると考えているのかが、「要綱」においては不明である。
- 学校教育の体系の変更を含むのであれば、今回の検討はあまりにも性急と思われる。
- 子ども家庭省の創設に言及しているが、子どもの範囲は18歳までと考えられるので、十分な国民的議論が前提となるのが当然と考える。
- ワーク・ライフ・バランス実現の提言に賛成である。極端な長時間保育、低年齢児保育、病児保育等が一般化されるような現状は、子どもの最善の利益の観点から緊急に改善すべきものとする。
- 地方の自由度を尊重することと、財政力の差による地域間格差が拡大する可能性との関係に注意が必要である。
- 公立幼稚園、公立保育所と新システムの関係が全く分からない。

子ども・子育て新システム基本制度案要綱の検討について

日本テレビ報道局 宮島 香澄
平成22年9月24日

基本制度ワーキングチームの本日の会合に残念ながら出席できませんので、本日の議題に関する意見を提出いたします。

平成19年2月に内閣府の「子どもと家族を応援する重点戦略検討会議・分科会」に参加して以降、少子化対策のいろいろな議論にかかわってきましたが、保育制度などの改革が進まないまま待機児童が増える一方の状況に、大変危機感をもっています。第二次ベビーブーマーの世代が、いよいよ出産適齢期の終盤にさしかかることを考えますと、安心して子どもを産み育てられる、希望するだけの子どもを持てる環境を一刻も早くつくることは、日本の将来のための最優先の課題であると思います。

日本が世界で生き残っていくために閣議決定された「新成長戦略」の中でも、「子どもの笑顔あふれる国日本」と題して、子ども・子育て分野の取り組みの工程表が描かれています。この計画に基づいて、今度こそ、絵に描いた餅に終わらない、本当に子どもと子育て家庭の立場にたった制度設計を実現すべきだと思います。

今回の検討課題である「基本設計」と「制度設計のイメージ」については、以下のように考えます。

基本制度案要綱に記載されている、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えることに賛成です。そのために、実施主体を市町村（基礎自治体）とすることや、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源の一本化などが提示されていますが、この方向で制度設計する上で留意すべき点があると思います。

- ① 実施主体は市町村（基礎自治体）とすることについては、これを基本としながらも、居住地や勤務地以外の市町村の施設や事業所内保育所などを利用したい家庭のことを考慮する必要があると思います。自治体同士の十分な連携や都道府県のかかわりなど、利用者の希望に柔軟に対応できる仕組みを組み合わせることが必要です。また、市町村の姿勢が事業体の多様なサービスの提供を妨げている側面が、一部で見られることも問題だと思います。

- ② 財源の一元化にあたっては、お金の流れの透明性と公平性が極めて大切です。今は、認可保育所と認可外保育所のいわゆる「ダブルスタンダード」から、子どもに対する国の支援に不公平がみられ、とくに、より困難な家庭に手厚く支援がいつているとは言えません（たとえば認可保育所を利用するフルタイムの共働き家庭のほうが、認可外保育所を利用する夜間・休日勤務の母子家庭より保育の公的支援を多くうける状態になっていることなど）。また事業者にとっても、同じ質の保育提供を求められながら、国の支援に差があることが課題になっています。制度設計にあたっては、まずは現状でどのような形でお金が流れ、具体的にどの人たちがどの程度の支援をうけているのかなど、十分検証しながら新たな制度を作る必要があると思います。本ワーキングチームの検討の土台として、そうした情報の十分な開示を求めたいと思います。
- ③ 利用者の視点に立った評価・点検をいかに構築できるかは非常に重要です。これまで多種多様なニーズがありながら、それに対応する保育サービスが広まらない現状があります。また、一時預かり事業などいいシステムがあっても、予約の仕方などで利用者の利便性に欠ける側面もあります。利用者が求めたサービスが実現できているかどうか、評価点検をするシステムが重要です。保護者が疑問や希望をぶつけたくても、具体的にどこに言えば生かされるのかわからない状況を変え、利用者の声を随時改善につなげられるシステムの構築が必要だと考えます。
- ④ 抜本改革を行うにあたっては、ほかの社会保障制度や他国の子育て支援制度との比較検証が有用であると思います。現在の案はフランスの制度と、日本でいえば介護保険制度の考えを踏襲している印象がありますが、先行するそれぞれの制度のプラス面だけでなく、課題や持続性についても十分検証し、制度発足後起こりうる問題を最小限におさえる必要があります。もちろんこうした検証に時間をとって制度設計が進まないということではいけないので、各制度の課題の情報も早目に開示いただければと思います。

以上

新しいシステムを検討するにあたって視野に入れておきたいこと

委員：山縣文治

1. 子どもの権利保障

サービスの利用において、事業者と利用者の間での直接契約制の導入が検討されている。未成年者の場合、契約者となるのが民法上ないため、保護者（親権を行うもの）が契約を結ぶことになる。この点が、成人との大きな違いである。

保護者は一般に、子どもの権利を擁護する立場にあるが、それが適正に行使されない場合、権利の侵害者ともなる。意思を持って、子どもにとって必要なサービスを利用しない、経済問題等でサービスを利用できない、サービスを利用しても利用料等を払わない（払えない）などの状況で、子どもに不利益が及ばないようなシステムにするような、補完的制度も検討する必要があると考える。

また、最大の人権侵害とも言っている、深刻化している子ども虐待への対応なども十分視野に入れていきたいものである。

2. 地域差への対応

子ども過疎地では少子化の深刻化および公私幼稚園の不存在、都市部では保育所入所待機児の存在に典型的にみられるように、子ども問題の地域差が大きい。このことは、昨年日本保育協会が行った調査においても明らかである。

とりわけ子ども過疎地では、今後、子育て支援資源の撤退が予想される。広域市町村合併は、これをさらに促進するものと考えられる。加えて、現在提案されているいわゆる地域主権法は、地域の特性をいかした資源整備が期待される一方で、子ども施策に積極的でない自治体や、財政基盤の乏しい自治体では、逆の現象も考えられる。

新しいシステムでは、問題を子どもおよび家庭という個のレベルでとらえるだけでなく、面（地域）としてとらえ視点も必要と考える。

3. 社会的養護

新しいシステムについては、社会的養護サービスについても対象としているとのことであるが、メンバー構成をみると、その点が十分に反映していないように見受けられる。社会的養護に関わる在宅福祉サービスはすでに市町村化しており、大きな問題はないかも知れないが、現在、県（指定都市、中核市の一部）で展開されているサービスについては、その方向が定かでない。また、母子生活支援施設のように、町村には展開しきれていないもの、子ども家庭福祉児童相談体制の改革のなかで、設立当初の内容では事業展開がしづらくなってきている、児童家庭支援センターなどの問題もある。

これらについての詳細は、厚生労働省社会保障審議会に設置されている社会的養護専門部会の意見も聞きながら、検討することが現実的ではないかと考える。

4. 保育・幼児教育労働

高齢者介護の現場ほどではないが、保育・幼児教育の現場においても、地域によっては人材不足が顕在化しつつある。この原因は、労働現場で起こっている問題への対処の不安といった個人的な問題だけでなく、労働の非正規化や雇用条件の悪化という社会的側面もあると考えられる。

福祉サービスの多くは、人を中心的資源とするものであり、コストに占める人件費の割合は、必然的に高くなるを得ない。このことは、利益を上げるには、人の配置を少なくするか、一人当たりのコストを下げるのが有効であることを意味する。最低基準等で人の配置を制限すると、結果として、低賃金労働者あるいは短期雇用等で、利益を上げることになる。

保育教育現場におけるリスクは、人材そのものの質の劣化や量的不足に起因するものも少なくない。労働者が、専門性を発揮して十分な活動を展開するには、雇用環境の安定が必須であり、企業参入を図るにしてもこの点に十分配慮しなければ、質の向上は達成できないと考える。

5. 激変緩和

こども園構想は、保護者の状況によらず、保育と教育を平等に提供できるという意味で、必要な方向と考えられる。また、幼稚園の置かれている現状を考えると、資源の有効活用という点からも意義がある。

しかしながら、幼稚園は約1万3,500施設（約170万人）、保育所は約2万3,000施設（約215万人）という大きな制度であり、これを一気に改革するとなると、大きな混乱が生ずるものと考えられる。このことは、子どもの福祉の視点からは避けるべきであり、施行時期までの期間の確保、猶予期間の設定、地域による施行の差など、適切な激変緩和策が必要と考える。

平成22年9月24日

子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たって(案)
—本当にみんなが望む保育サービスの機会(量)と質を高めるために—
(第1回基本制度ワーキングチーム資料)

日本こども育成協議会 副会長
山口 洋

今や、急速な少子化による人口減少は危機的状況にあり、地域社会の崩壊はもとより国内需要の減少や、外資による投資の減少など様々な国の衰退を招く恐れがある。

子ども・子育て新システムにおける制度改革は、基本制度案要綱にも示されているように、「利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することが方針とされている。一方で、現下の多様な保育需要の拡大に対応していくためには、スピード感をもって、質の確保されたサービスを提供していく必要があり、そのためには、抜本的な拡充をはかることが大命題である。

同時に限られた税金が投入されることから、賢いお金の使い方、よりよいニーズへの対応など効率的かつ効果的な経営戦略の下で、取り組みをしていく必要がある。

基本制度案要綱では、基本的な制度設計の考え方やイメージが示されているが、多くの利用者の声を踏まえたサービスの提供に携わっている者として、ワーキングチームの会議の初回に当たり、次の点について主張したい。

<<Ⅱ 基本設計>>と<<制度設計のイメージ>>

(1) 企業の知恵と活力を利用したサービス提供の仕組みについて

・ 市町村(基礎自治体)の実施に対して、本当に充実かつ機動したサービスが行うことができるのか不安である。行政主体の仕組み(サービスの内容、量、価格)の中で、現状でも自治体の財政力やその他の事情を背景とした運用により、利用者の利益が棄損されている。

事実、2000年に保育サービスへの株式会社の参入が認められて以来、様々な通達や運用に等により、僅か0.3%程度しか参入されていない状況を踏まえると、仕組みそのものを改善せず、単に、基礎自治体に取り組みを転嫁することは、当該基礎自治体への負担を益々増大させ、事業者参入を抑制する等、子ども・子育てサービスを裨益する子どもや子育て家庭に甚大な影響を及ぼしかねないと考える。特に、子育て支援事業のように専門的かつ膨大な実務及び企画を担えるだけの人材を行政だけで持ち得るか疑問である。このため、事業者の参入を阻害している様々な通達等を見直すとともに、行政主体のサービスを実行する仕組みではなく、利用者のニーズに基づき、事業者がサービスを提供する仕組みを同時に設計すべきであると考えられる。

(2) 両立支援給付・保育・幼児教育給付について

・ 「制度設計のイメージ」の中で、幼保一体給付(仮称)の例示として、こども園(仮称)、小規模保育サービス、病児・病後児保育サービスが列挙されているが、こうした制度は、利用者(子ども・子育て家庭)の実情により必要の優先度は異なるため、制度設計に当たっては、サービス間によ

る支援格差(例えば、こども園(仮称)と小規模保育サービス等との支援格差や実施主体間による支援格差)を解消していただきたい。

(2)セーフティーネットについて

企業参入反対の立場から、企業の倒産を典型的な問題と矮小化し喧伝する向きがある。しかし既存事業者の高齢化が進み、かつ少子化が進む中、制度が大きく変化するため、今後事業の継続不能に陥る事業者が急速に増加することが予想される。継続困難は単に事業者の問題ではなく、制度の利用者へのサービス継続の中断や低下を招くという重大な結果を伴うためセーフティーネットの問題も同時に重視しなければならない。

特に現在の保育事業者の殆どは個人事業者的(法人格を持っていても)性格が強く、財務基盤や労務管理力が脆弱であるため、変化への対応力が低い事業者が多い。また、企業により当該事業への労働基準法を含むコンプライアンスに加え、組織の適正運営のためのガバナンスの問題も今後厳しく監視されることになる。

このことから短時間で破綻施設から利用者を救済するためには、資金力と組織力といった機動力のある企業の参入を促進し、事業譲渡の制度を整備する必要があることを指摘しておきたい。もちろん破綻の兆候を早期に発見するため、行政の監査能力も同時に向上しなければならない。

<<効率的かつ効果的な質の高いサービスの実施について>>

・ 多様なニーズへの対応を行うために、様々な制度の違いを乗り越え、見直し、従来の自治体、社会福祉法人を核とした保育所運営に加え、多様な経営主体の参入を一刻も早く促し、それぞれの主体が適正な競争、連携・協力、補完し合うことにより、子どもや子育て家庭へのより多様なニーズへの機会の提供が可能となると考える。

・ 雇用創出と表裏になるが、都市部では高い保育所ニーズがあり、保育士(有資格者)が足りないことが、保育所整備が遅れる原因の一つとなっている(保育士資格者は83万人登録。しかし、33万人しか保育士職に就いていない)。理由は、①保育士の能力が適正に評価されず、業績に反映されないことや、②国の最低基準では保育士資格がないと職員としてカウントされない、経験豊富な保育士経験者であっても、認可外保育施設従事経験者は民間給与等の改善費加算はされない等の雇用を阻む壁がある)。このため、①保育士の能力評価・処遇制度と②一時的でも都市部の基準を緩和し、保育士資格を取得しなくとも、一定の条件の下(一定年数の子育て経験を有し、専門知識がある等)で、補助的保育職を認めるなどの制度設計と併せて、雇用促進策を構築すべきであると考えます。

・ 子どもの健全な育ちを育む上で、学校の授業のみならず、放課後や長期休みの教育も極めて重要であり、例えば、放課後児童クラブは、年齢の壁(小4の壁)や閉園時間の壁(小1の壁)などの解消はむろんのことサービス多様化(学童保育と学習塾やスポーツクラブとのコラボレーション)の壁など様々な障壁を民間企業等の知恵と工夫を活用して解消できるようにすべきである。既に一部の民間企業やNPOではこうした取り組みを独自に実施・展開されている。また、民間力を活用した地域コミュニティー学校等の取り組みをも促進すべきである。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆こども指針（仮称）の検討もスタート◆

～こども指針（仮称）ワーキングチーム 第1回会合～

9月29日（水）に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「こども指針（仮称）」ワーキングチーム（以下「こども指針WT」）第1回会合が開催されました。

こども指針WTの第1回会合では、事務局より子ども・子育て新システムの制度案要綱や今後のスケジュールの説明（資料1～3）、こども指針WTにおける検討事項とスケジュール（資料4・5）、法律・審議会等における子ども・子育てに関する理念（資料6）、関係法令等における幼児教育・保育の現状等について説明が行われた後、こども指針に期待すること、策定にあたって留意すべきことなどについて検討が行われました。

<こども指針（仮称）WT構成員>

【座長】無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長
大場 幸夫	大妻女子大学学長
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育協議会副会長・全国保育士会会長
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

全国保育協議会からは、御園愛子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しています。会合で御園副会長は、幼稚園・保育所ともに伝統・歴史の中で違いはあるが、子どもの今を大切にすること・健やかな育ちを支えることは同じであること、幼稚園・保育所の現場が十分に話し合いをすることが大切であること、保育所は児童福祉施設であるという視点が大切であること等について発言するとともに、指針が実践できる職員体制を求めました（第1回会合の概要は下記参照）。

こども指針WTは月1回開催予定とされており、第2～4回（平成22年中）において論点整理、平成23年1～6月にテーマ別協議を行った後、平成23年7月以降にこども指針原案を作成し、平成24年3月日途の告示を目指すとしています。次回開催は現時点では未定です。

こども指針WTのメンバーは次のとおりで、座長には、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ主査の指名により無藤隆氏（白梅学園大学教授）が、座長代理には、座長の指名により秋田喜代美氏（東京大学大学院教授）が選任されました。

議事概要（記録は事務局）

無藤座長：今日は何か決めるということではなく、こども指針に期待すること、策定にあたって留意することなどについてご意見をいただきたい。

大場委員（大妻女子大学学長）：こども指針WTは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループのもとに設置されている。自らの立ち位置を確認し、策定作業をどのように進めるのか考えなくてはならない。長い幼児教育・保育の歴史や文化を大事にしながら新しいものにしていくことに異論はない。子どもの教育や福祉が、家庭状況により二分されている状況を早く脱却したい。こども指針において、乳児院や児童養護施設の子どもたちはどうなるのか。「こども」「保育」「教育」という概念をWTにおいて明確化する必要がある。こども指針が担保すべきこととして、子どもの育ちの連続性、家庭生活・文化の多様性、施設機能の多様性、子どもを護る地域ネットワークの有効性をあげたい（資料10参照）。

無藤座長：施設機能の多様性とはどのようなことか。

大場委員：新システムの検討において、幼稚園・保育所・認定こども園が施設として出ているが、認証保育所、家庭保育などの裾野をどうするか。児童福祉施設の子どもたちが、こども指針の守備範囲としてどこまで含まれるのかということ。

坂崎代理（日本保育協会）：保育所保育指針は、私たちにとって大切なもの。幼稚園教育要領と教育部分の整合性もとられ、養護と教育が一体となった保育指針は、実態としてこども指針として総括されている。しかし、保育の明日の準備をしっかりと行う時間的余裕を確保するための職員配置数の見直しをし、働きやすい、子育て支援しやすい職場作りに配慮しなければ、保育の質を満たすことは困難。こども指針が家庭や地域に資するものとの考え方だが、家庭・地域にも拘束力をもつのはいかがなものか。（資料10参照）

若盛委員（認定こども園協会）：幼稚園・保育所の歴史的背景を大切にしながら、これから育つ子どもたちのシステムを作っていかなければならない。子どもの心の育ちを第1に考え、こども指針を作っていく必要がある。総則において心の豊かさなどを明記していく必要があるだろう（資料10参照）。

山縣委員（大阪市立大学教授）：こども指針という概念をどう捉えていいのか、私自身まだよく理解できていない。「こども」と「指針」がどのようにつながっているのか。保育所保育指針や幼稚園教育要領は、保育や教育のあり方を綴っている。子どもとは何かということをごども指針の総論でいねいに書き、2.施設での教育・保育で方法論を書くのか。子どもを対象と見るのか、主体と見るのか。今までは、対象論が強い。「子ども」をどう捉えるのか。幼児期のことなのか、学齢期以降にも広げるのか。学齢期以降に広げるのであれば、このWTのメンバーで議論できるのか。「家庭における子育て・教育に資する」ものとされているが、家庭・保護者の位置づけをこども指針の中でどうするのか。保育所保育指針・幼稚園教育要領ではあくまで対象である。家庭での指針にもなるようにと言われているが、保護者が読んでどう思うのか。保護者にも読んでいただく指針とするのなら慎重に議論し

なければならない。国がどこまで関与していいのか。また、先ほどの説明のなかに「教育」「保育」の言葉の説明があった(資料7)が、この説明では国民にはわかりにくい。

秋田委員(東京大学大学院教授):「こども園指針」なのか、「こども指針」なのか。懸念していることは、子どもの捉え方である。また、こども指針は、すべての子ども、すべての園、すべての自治体に対し規範性をもつが、それぞれが独自性を出すことも大事。こども指針は、自由度が保障される根幹部分にしていくことが重要。先ほど、「養護」「教育」の言葉の説明があったが、同じ「養護」「教育」という言葉でもその中で幼稚園・保育所が大切にしてきたことはそれぞれ異なるので、整理し議論する必要がある。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所理事長):こども指針として全く新しいものを作るのではなく、幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえたものにしてほしい。幼稚園教育要領と保育所保育指針のダブルスタンダードであったものが、そうでなくなることに期待したい。子どもの側に立ったものができるよい。また、発達障害についてどのように書き込めるかが課題。

藤森委員(全国私立保育園連盟):保育所保育指針は改定されても具体的に行動に反映されない。今回作られるこども指針は、現場の行動に反映されるものにしていく必要がある。どのような子どもたちを育てていくために、こうした制度・システムが必要であるという検討がされるべきである。

竹下委員(保育園を考える親の会):子どもの問題として検討されているが、大人の問題ではないか。大人の質をどのように高めていくかを念頭において考える必要がある。大人が壊れてきているので、子どもが壊れてきている。お母さんたちは疲れている。大人をどうするか子どもが支援につながるのではないか。つながって育っていくことを理念に入れていただきたい。保育士もすばらしい保育士がいるのに、次の世代につながっていないと感じることがある。

荒木委員(全国国公立幼稚園長会):質の確実な維持向上を守ってほしい。歴史の中にある良さを柱にしていきたい。先ほど、自由度という話があったが、こども指針に縛られて、良さがなくなってしまうはいけない。就労していない保護者も落とさないでほしい。

池委員(栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会):幼稚園と保育所の一体化は待ちに待ったこと。子どもがどうあったらよいかを総論部分で示してほしい。学校で困ることは、幼児教育を受けている子、塾に行っている子など様々な子どもたちを一つにして教育しなければならないこと。

岡上委員(全国幼児教育研究協会):こども指針で何を示すのかを明確にしていかなければならない。幼稚園・保育所の文化の違いを大切にしてほしいという意見があったが、総論の中で子どもの発達・大切なことが書かれることで共通認識が持てるのではないか。大綱的だと現場が迷うとの意見があったが、現場も努力しないとはいけない。規範性のあるこども指針と理解を助ける解説があるといいのではないか。

田中委員(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構):子どもが育つことをワクワクしながら議論したい。閉塞感を打破するのがこの会議。ベクトルが定まってから、結果としてシステム・制度がどうあるべきかを考えるべきである。ぜひ、ゴールまでたどり着いてほしい。そうでないと現場は混乱する。政権が変わるたびに、指針が変わったり、システムが変わっては困る。また、言葉の定義をきちんとしていかないとはいけない。幼稚園教育要領と保育所保育指針の両方の改定に関わっているが、同じ言葉を使っているが、微妙にずれている。

松田委員(子育てひろば全国連絡協議会):幼稚園・保育所だけでなく、家庭・地域も“現場”に入ることも考えてほしい。質が高いというのは、どういうことなのか。自分たちの子育ては果たして質が高いのかという疑問がある。それは幼稚園や保育所に入らないと受けることができないものなのか。保護者を支援の対象としてではなく、パートナーとして考えてほしい。幼稚園教育要領・保育所保育指針を読んで非常に感動した。子育てを一緒に考えていけるよう保護者にも知らせてほしい。また、ワークライフバランスを後押しするものになってほしい。

御園委員(全国保育協議会・全国保育士会):幼稚園・保育所ともに伝統・歴史の中で違いはあ

るが、子どもの今を大切にすること、健やかな育ちを支えることは同じ。幼稚園・保育所の現場が十分に話し合いをすることも大切である。保育所は社会的養護が必要な子どもも入所している児童福祉施設であるという視点を入れていかなければならない。こども指針の中に、子ども・子育ての理念を掲げなければならない。幼稚園教育要領と保育所保育指針を比較した資料（資料8・9）に「該当なし」という記載がある部分は今後詰めていかなければならない。保育所保育指針は、現在の人員配置では実践することが困難である。指針の実践ができる体制にしていいたきたい。

無藤座長：人員配置については、本WTで議論する内容ではないが、大切なことなので、ご出席いただいている副大臣から作業グループにつないでいただきたい。

藤森委員：こども指針は仮称とされているが、こうしたものは仮称としながら決まっている場合が多い。こどもは、第1ステージで大切な時期である乳幼児期として捉えたほうがよい。

田中委員：集団としての教育論を展開してきているが、「個の教育」と「集団の教育」がある。低年齢の場合は「個の教育」からスタートする。人生の方向性を培うことを社会にアピールしてほしい。

山縣委員：幼稚園・保育所の歴史や大切にしていることなどは理解できるが、こだわりすぎるとこども園の中に、類型を作ってしまうことになるのではないか。

泉前政務官（オブザーバー）：私も保育所保育指針・幼稚園教育要領を読んで感動したが、社会や保護者には知られていない。施設・家庭・地域が新しい指針のもとで子どもたちを育ててほしい。子どもを18歳までのトータルで見る視点は重要であるが、こども指針については、乳幼児の指針をイメージしていた。指針を作ったら、どう利用されるかを考え、家庭・保護者にも浸透させていくことが大切。

坂崎委員：保育所保育指針は、改定されて1年しか過ぎておらず、保育指針にもとづく実践を評価する時点になっていない。それは幼稚園教育要領も同じだろう。保育所保育指針や幼稚園教育要領を読み込んで、改定時になぜこのように記載されたのかを考える必要がある。

無藤座長：次回は、子ども・子育て理念についてご議論いただきたい。

※ なお、こども指針WT第1回会合の資料は、内閣府HPに掲載されていますので、ご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/shishin/k_1/index.html

内閣府>少子化対策>「子ども・子育て新システム検討会議」について>こども指針（仮称）

アルコール消毒薬の寄贈について

アルコール消毒薬の寄贈については、9月末頃に結果をお伝えするとしてきましたが、申込み多数により、現在、調整をしております。

大変申し訳ございませんが、今しばらく、お待ちいただきますようお願いいたします。

◆全国保育協議会活動日誌

(平成22年9月1日～10月2日)

9月4日	保育施策検討委員会 保育施策検討チーム第3回会合 (1) 全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方について
9月5日	第4回正副会長会議 (1) 第54回全国保育研究大会の開催について (2) 第55回全国保育研究大会の開催について (3) 全国共通テーマの策定に向けて (4) 第57回全国保育研究大会の開催について (5) 都道府県組織正副会長等会議の開催について (6) 慶弔規程の改定について (7) 「保育所における看護師配置補助要件の緩和」に関するパブリックコメントに対する意見について
	第4回常任協議員会 (1) 都道府県組織正副会長等会議の開催について (2) 慶弔規程の改定について (3) 「保育所における看護師配置補助要件の緩和」に関するパブリックコメントに対する意見について
	第2回全国保育研究大会運営委員会 (1) 第54回全国保育研究大会の開催について (2) 第55回全国保育研究大会の開催について (3) 全国共通テーマの策定にむけて (4) 第57回全国保育研究大会の開催について
9月8日	第2回地方組織部会 (1) 保育人材養成会議の実施について (2) 人材養成支援事業の今後の方針について
9月12日	第5回保育所長専門講座運営委員会 (1) 専門講座のプログラム(案)について (2) プログラムのシラバスについて (3) 講義タイトルおよび講師候補について (4) 今後の運営に向けて(検討事項)
9月13日	全国保育協議会・全国保育士会第1回研修担当連絡会 (1) 平成22年度「保育活動専門員」の認証審査について (2) 平成23年度事業計画について ① 「保育活動専門員」認証制度 ② 保育21世紀セミナー
	第2回広報・調査部会 (1) 会報「ぜんほきょう」の企画について (2) 『保育年報2011』(仮称)の企画について (3) 次世代育成支援後期行動計画の検証にかかる調査について
9月24日	第2回研修部会 (1) 保育所長専門講座の改訂について (2) 保育所長・リーダー研修会(仮称)について (3) 研修事業の見直しについて
9月29日	保育施策検討委員会 保育施策検討チーム第4回会合 (1) 全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方について
9月30日	保育施策検討委員会 第三者評価事業検討チーム(第2回) (1) 「よい保育・保育の質」について (2) 第三者評価基準における判断基準・評価のポイント、評価の着眼点に盛り込む内容について (3) 今後のすすめ方について
9月30日～ 10月2日	第11期保育所長専門講座 後期面接授業 (於：全社協5階会議室)

2. 自己評価のためのチェックリスト

2) 保育士編

指導監査にあたっての自己評価票

保育士用

あなた自身の普段の保育を振り返りながら、次の各項目について、あなた自身、十分できていると思うか、4段階で自己評価してください。

- 十分できている場合は [4]、
 ほぼできている場合は [3]、
 やや不十分である場合は [2]、
 不十分である場合は [1] に○をつけてください。

保育の基本

1	一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握していますか？	4	3	2	1
2	子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めていますか？	4	3	2	1
3	子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えていますか？	4	3	2	1
4	子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮しながら、一人一人の発達過程に応じて保育していますか？	4	3	2	1
5	子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助していますか？	4	3	2	1
6	子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にしていますか？	4	3	2	1
7	一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助していますか？	4	3	2	1
8	子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助していますか？	4	3	2	1
9	子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらたされることに留意していますか？	4	3	2	1
10	子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助していますか？	4	3	2	1
11	入所時はできるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て次第に保育所の生活になじんでいくように配慮していますか？	4	3	2	1
12	新たな子どもの入所時には、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮していますか？	4	3	2	1
13	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮していますか？	4	3	2	1

14	子どもの性差や個人差にも留意し、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮していますか？	4	3	2	1
----	-----------------------------------------------------	---	---	---	---

指導計画の作成と展開

15	指導計画の作成にあたっては、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえていますか？ 〔計画作成を担当していない場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1
16	指導計画の作成にあたっては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定していますか？ 〔計画作成を担当していない場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1
17	指導計画の作成にあたっては、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにしていますか？ 〔計画作成を担当していない場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1
18	保育の過程の記録に基づいて、保育内容の見直しを行い、改善を図っていますか？	4	3	2	1
19	子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図っていますか？	4	3	2	1
20	就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図っていますか？ 〔低年齢児担当の場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1
21	子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮していますか？	4	3	2	1
22	地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮していますか？	4	3	2	1
23	自己評価にあたっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮していますか？	4	3	2	1
24	自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めていますか？	4	3	2	1

健康・安全管理

25	子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握していますか？	4	3	2	1
26	子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮していますか？	4	3	2	1
27	体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応していますか？	4	3	2	1

保護者支援

28	子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視して保護者支援をしていますか？	4	3	2	1
----	----------------------------------------	---	---	---	---

29	保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有していますか？	4	3	2	1
30	保護者支援にあたって、保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性を生かしていますか？	4	3	2	1
31	一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援していますか？	4	3	2	1
32	子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重していますか？	4	3	2	1
33	子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意していますか？	4	3	2	1
34	地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図っていますか？	4	3	2	1
35	子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して、保護者に対する支援を行っていますか？	4	3	2	1
36	保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めていますか？	4	3	2	1
37	子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めていますか？ 〔該当する子どもがない場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1
38	保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めていますか？ 〔該当する保護者がいない場合は回答しなくてよい〕 □該当しない	4	3	2	1

資質向上に受けた姿勢

39	子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、自分自身の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任を理解し自覚していますか？	4	3	2	1
40	保育所全体の保育の質の向上を図るため、保育実践や研修などを通じて自分自身の保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育内容に関して他の職員と共通理解を図り、協働性を高めていますか？	4	3	2	1
41	職員同士の信頼関係とともに、子どもや保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たっていますか？	4	3	2	1
42	自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めていますか？	4	3	2	1
43	自分自身の課題を持って主体的に学んでいますか？	4	3	2	1
44	他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していますか？	4	3	2	1

2) 所長および主任保育士編

指導監査にあたっての自己評価票

園長・主任用

あなた自身の普段の保育を振り返りながら、次の各項目について、
あなた自身、十分できていると思うか、4段階で自己評価してください。

十分できている場合は [4]、
 ほぼできている場合は [3]、
 やや不十分である場合は [2]、
 不十分である場合は [1] に○をつけてください。

保育の基本

1	子どもの人権を尊重して保育の実施に当たっていますか？	4	3	2	1
2	保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明していますか？	4	3	2	1
3	入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱っていますか？	4	3	2	1
4	保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めていますか？ 〔実際に苦情がない場合、苦情解決体制の整備に努めているか〕	4	3	2	1

保育課程の編成

5	保育課程の編成にあたっては、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮しましたか？	4	3	2	1
6	保育課程の編成にあたっては、子どもの生活や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成しましたか？	4	3	2	1
7	施設長、保育士などすべての職員の役割分担と協力体制を整えていますか？	4	3	2	1
8	自己評価にあたって、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定していますか？	4	3	2	1
9	全職員による共通理解をもって、自己評価に取り組んでいますか？	4	3	2	1
10	評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていますか？	4	3	2	1
11	保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞いていますか？	4	3	2	1
12	就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図っていますか？	4	3	2	1

健康・安全管理

13	子どもに何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図っていますか？	4	3	2	1
14	不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っていますか？ 〔該当するケースがない場合は回答しなくてよい〕 <input type="checkbox"/> 該当しない	4	3	2	1
15	虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っていますか？ 〔該当するケースがない場合は回答しなくてよい〕 <input type="checkbox"/> 該当しない	4	3	2	1
16	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医等と相談し、適切な処置を行っていますか？	4	3	2	1
17	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めていますか？	4	3	2	1
18	保育中の事故防止のために、保育所内外の安全点検に努めていますか？	4	3	2	1
19	家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行っていますか？	4	3	2	1
20	子どもの健康及び安全について、全職員で共通理解を図っていますか？	4	3	2	1
21	健康や安全に関する取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務を担当する専門的職員を配置していますか？	4	3	2	1
22	子どもの健康及び安全について、保護者と連携を図り、保育所の方針や取組について周知するよう努めていますか？	4	3	2	1
23	子どもの健康及び安全について、地域の関係機関等と連携を図っていますか？	4	3	2	1

保護者支援

24	保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めていますか？ 〔該当する事業を実施していない場合は回答しなくてよい〕 <input type="checkbox"/> 該当しない	4	3	2	1
25	地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用に努めていますか？	4	3	2	1
26	地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図っていますか？	4	3	2	1
27	地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めていますか？	4	3	2	1

28	子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意していますか？	4	3	2	1
----	-----------------------------------------------------------	---	---	---	---

資質向上に向けた姿勢

29	法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努めていますか？	4	3	2	1
30	職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作っていますか？	4	3	2	1
31	職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施していますか？	4	3	2	1
32	職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めていますか？	4	3	2	1

3. 自己評価後のグループ討議結果表について（提出用）

（所長・主任グループ、3歳未満児グループ、3歳以上児グループ、その他）

討議日	H 年 月 日 討議時間（ ~ ）
参加者名	
検討課題	
検討結果	

4. 今後の方向

今回は保育内容の質の向上のための指導監査について提言を行ったが、今後、この提言を参考に各都道府県等の実情に合わせて、指導監査方法を検討する資料・材料になることを期待するとともに、今後、我々がこの調査研究で提案したことをもとに現場でのプリテストや現場の諸先生の意見を聞いて、さらに調査書の項目や自己評価の項目、指導監査方法を改善していきたいと考えている。

また、保育内容の向上に寄与する指導監査とするためには、指導監査官に保育士資格取得者を参加させることが必要であることと、全ての指導監査官に対して保育所保育指針の研修を受講させることが必要でないかと思われた。